

令和4年11月定例会
総務政策常任委員会会議録
令和4年12月1日～2日

場 所 第2委員会室

令和4年12月1日(木曜日)

・今後の行財政改革の取組について
○閉会中の継続調査について

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第3号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第6号 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第17号 当せん金付証券の販売について
- 議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)
- 議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第30号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願
- その他報告事項
 - ・錦本町県有地の処分について
 - ・県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和3年度の実績等について
 - ・全国知事会地方税財政常任委員会の活動について
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の状況について
 - ・宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子(案)について
 - ・みやざき文化振興計画(仮称)の骨子(案)について
 - ・ひなた宮崎県総合運動公園庭球場のサーフェス改修について

出席委員(8人)

委員 長	日 高 博 之
副委員 長	日 高 利 夫
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	外 山 衛
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松 浦 直 康
政策調整監	吉 村 達 也
総合政策部次長 (政策推進担当)	川 北 正 文
総合政策部次長 (県民生活・サミット担当)	殿 所 大 明
総合政策課長	津 田 君 彦
広域連携推進室長	池 田 幸 優
G7宮崎農業大臣 会合推進室長	中 村 智 洋
秘書広報課長	長 友 修 一
広報戦略室長	鬼 塚 保 行
統計調査課長	小 園 浩 孝
総合交通課長	佐 野 晃 浩
中山間・地域政策課長	湯 地 正 仁
産業政策課長	大 野 正 幸
デジタル推進課長	甲 斐 慎 一 郎
生活・協働・ 男女参画課長	牛ノ濱 和 秀

交通・地域安全対策監
みやざき文化振興課長
人権同和対策課長
国スポ・障スポ準備課長

川越直海
徳山久明
壱岐秀彦
塩田康一

監査事務局

事務局長 高山智弘
監査第一課長 山崎博信
監査第二課長 後藤正司

総務部

総務部長
危機管理統括監
総務部次長
(総務・市町村担当)
総務部次長
(財務担当)
危機管理局長
兼危機管理課長
総務課長
人事課長
行政改革推進室長
財政課長
財産総合管理課長
税務課長
市町村課長
総務事務センター課長
消防保安課長

渡辺善敬
横山直樹
小牧直裕
児玉憲明
松野義直
渡邊世津子
川畑敏彦
壱岐さおり
高妻克明
鹿島寛俊
満留芳文
児玉洋一
朝稲晃
寺田健一

議会事務局

事務局長 渡久山武志
事務次局長 坂元修一
総務課長 濱崎俊一
議事課長 鬼川真治
政策調査課長 伊豆雅広

事務局職員出席者

議事課主査 牛ノ濱晋也
総務課主事 大島采香

会計管理局

会計管理者兼
会計管理局長
会計管理局次長
会計課長
物品管理調達課長

矢野慶子
藤井博文
吉元克哉
堅田浩明

人事委員会事務局

事務局長
総務課長
職員課長

日高幹夫
黒岩賢二
森山紀子

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第4号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第7号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部の入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴人は受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 総合政策部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、お礼を4点申し上げさせていただきます。

11月8日に台湾のチャイナエアライン本社におきまして、国際定期便宮崎—台北線の早期再開に向けた要望活動を行ったところであります。

県議会からは、中野議長をはじめ日台友好議員連盟の星原会長など、多数の御参加をいただきました。誠にありがとうございました。

宮崎—台北線は本県の国際化を推進していく上で重要な基盤であります。引き続き早期の定期便再開に向けて取り組んでまいりますので、県議会におかれましても、御支援、御鞭撻をよろしくをお願いいたします。

また、11月14日に実施いたしました宮崎県鉄道整備促進期成同盟会によりますJR九州本社への要望活動には中野議長に御出席いただきま

した。誠にありがとうございました。

当日は、特にJR日南線南郷—志布志間の早期復旧等について要望を行ったところであります。社長からは来年春頃の復旧を目指し、11月末から着工したいという御回答をいただいたところであります。実際に、今週月曜から着工されたとのことでございます。引き続き、皆様の御理解、御協力をいただきながら取り組んでまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、11月8日に開催いたしました県文化賞授賞式におきまして、日高副委員長に御出席いただきました。この賞は昭和25年に創設された伝統ある賞であります。今年度はお二人の方に授賞させていただきました。本県文化の魅力の向上、さらなる発展に取り組んでまいります。

最後に、11月22日でありますが、G7宮崎農業大臣会合の開催150日前カウントダウンセレモニーを実施いたしました。中野議長に御出席をいただきました。誠にありがとうございます。

当日は、カウントダウンボードのお披露目に加えまして宮崎牛や特選米のふるまい、販売などのイベントも併せて実施し、約700名の方々に御来場いただきました。

今後とも会場の準備、成功に向けてしっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、御審議いただきます議案等の概要について御説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

まず、I、予算議案であります。令和4年度11月補正予算案——これは議案第1号と第23号関係であります。

II、その他報告事項といたしまして、錦本町

県有地の処分についてを含めて7件の報告をさせていただきますと考えております。

3ページを御覧ください。

補正予算の関係でございます。

表の上のほうの一般会計の表を御覧ください。下のほうの合計欄でありますけれども、11月をお願いしております補正は、議案第1号関係が5,535万円、それから、議案第23号が1,103万3,000円の増額をお願いしております。

その結果、一番右端であります、補正後の額、総合政策部の総額が273億3,129万7,000円となります。

議案第1号の関係につきましては、本県への移住を促進するための移住支援金事業について所要の見込みが上回ってきたことにより、増額をお願いするものであります。

また、議案第23号につきましては、議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」による増額であります。

4ページを御覧ください。

2、債務負担行為の補正(追加)であります。表にありますとおり、国スポ・障スポ準備課の関係で陸上競技場、体育館についてそれぞれ追加をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。それぞれ詳細につきましては担当課長から御説明いたします。どうぞよろしく御願いたします。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○津田総合政策課長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

11月補正予算案のうち、給与改定に伴う人件費の補正であります議案第23号について、総合

政策部全体を一括して御説明いたします。

総合政策部の人件費に係る11月補正額は、表の一番下、総合政策部の合計欄にありますとおり、1,103万3,000円の増額補正をお願いしております。

給与改定の詳細につきましては、後ほど総務部から説明がありますが、今回の改定は人事委員会勧告に基づくものであり、給料等の月例給の0.24%の引上げ、また、特別給であります勤勉手当の支給額を0.05月引き上げること等に伴う増額でございます。

この結果、補正後の額につきましては、総合政策部全体で19億3,022万1,000円となります。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

中山間・地域政策課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計補正額にありますとおり、5,535万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、5ページをお開きください。

上から5行目の(事項)移住・定住促進費の説明欄の1、わくわくひなた暮らし実現応援事業について、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景についてですが、この事業は県外から本県への移住の促進及び地域の人材確保を図るため、就業マッチング等による就職など、一定の要件を満たす移住者に対して移住支援金を支給するものであります。

次に、2の事業の概要についてであります。

(1)の補正額は5,535万円の増額補正で、補正後の額は2億3,671万9,000円となります。

(2)の財源は、国庫が1,940万円で、人口減少対策基金が3,595万円であります。

(3)の事業期間は、令和元年度から4年度までの4年間となっております。

(4)の事業内容につきましては、2つの事業があり、①移住支援金支給事業は移住支援金——世帯であれば100万円で、単身者であれば60万円になります——の支給を行う市町村に対して県が補助を行うもので、②就業マッチング支援事業は移住支援金の対象となる事業所への個別指導等を行うものであります。このうち、今回の補正につきましては、①移住支援金支給事業が対象となっております。

補正の理由としましては、一番下の参考、移住支援金支給事業の実績等の右端の令和4年度の欄を御覧いただきたいのですが、令和4年度の当初予算について、令和3年度までの実績や件数の伸びを考慮し、計の欄にありますとおり279件と、ある程度件数が増えることを前提に予算を確保しておりましたが、支援金の対象となる世帯等が想定以上に増えていることから、各市町村に申請状況を確認した上で計350件との見込みを立て、それに見合う形で増額補正をお願いするものであります。

最後に、3の事業効果についてですが、この事業により、中小企業等における人材確保が厳しい本県において、移住による地域人材の確保を図ることができるものであります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等についての質疑はございませんか。

○星原委員 わくわくひなた暮らし実現応援事業の令和3年度の実績で、東京圏から39件、その他から147件ということなんですが、本県出身者が東京都とかほかの県に行っていて、地元に戻りたいという形で帰ってきた人たちも幾らか

いるのではないかなと思うんですが、その辺について分かれば教えてください。

○湯地中山間・地域政策課長 これは令和元年度から令和4年10月までの実績になりますが、支援金を支給したのが367件ございます。そのうち、Uターンの方については200件ですので、約54%となっております。

○星原委員 Uターンやそれ以外の方を含めて、県内に来られた方の職種——農業とか林業とか漁業、あるいは一般のサービス業とか何か商売をすとか——の割合はどうなっているのですか。

○湯地中山間・地域政策課長 細かな業種について完全に把握しているところではないんですが、先ほど申しました367件のうち、事業所に就業された方が278件ということで大体76%です。その事業所の中に商工業のいろんな事業が入ってくるという形になります。

○星原委員 単身の人と、家族で移住された方の割合は分かりますか。

○湯地中山間・地域政策課長 先ほどお話しした令和3年度でいいますと、東京圏の39件のうち、世帯が20件、単身が19件です。その他(県独自分)ですが、147件のうち、世帯が71件、単身が76件となっております。

○星原委員 了解です。

○日高副委員長 関連で、当初見込みの279件の実績でも構いませんが、市町村のベスト5が分かったら教えてください。

○湯地中山間・地域政策課長 補正後の見込みでいいますと、一番多いのが、宮崎市で153件、次に都城市が66件、日南市が24件、延岡市が21件、小林市が11件で、ベスト5で言うとそんな形になっております。

○太田委員 補正するほど移住者が増えている

と見えると思うんですけども、なぜそうなっているのかとか、その辺の評価を教えてください。

○湯地中山間・地域政策課長 移住が増加した要因というのは、県で相談体制とかを整備しているという部分も当然あるんですけども、あとは、移住で来られた方がさらに自分の知り合いなどを呼び込んでくると、移住者が移住者を呼び込むという効果もかなり大きくなっております。

今回の補正をさせていただく中で一番多いのは宮崎市で、ほとんどが宮崎市の分という状況です。

先日、宮崎市の移住者の交流会に行ったときに移住者の方とお話した中では、やはり移住者の方がさらに知り合いを連れてくるという話が出てきていましたので、かなりそういう部分も大きいなと思っています。

○太田委員 分かりました。

○星原委員 以前、移住してきたとか、あるいは、企業を誘致してきたというので聞いたことがあるんですけど、呼び込むときにはかなり精力的に相談に乗ったりしているけれども——移住した、あるいは、企業が来た後のフォローが大事です。年に1回とか2年に1回とか決めて、何か困り事はないですかとか、いろんな形でフォローをしているのかどうか。

以前、そういうのが全然ないという話を地元で聞いたことがあるもんですから、やはりこういう移住の問題でも、もともと本県出身者の場合は、友達なり親類なりいろいろといるからいいんでしょうけれども、宮崎県と関係なく移り住んできた人たちがやはり困り事をいろいろとするのではないかなと思うんです。

ですから、フォローすることで、そういう人

たちからの話でまた次の人が来る可能性もありますから、県と市町村でその辺の連携をうまく取って、対応していただくといいなと思うんです。よろしくお願ひしたいと思うんです。

○湯地中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりで、移住で呼び込むだけでは駄目で、やはり定住を図っていかないとはいけません。そういった意味では、県の事業としても、例えば、市町村に移住サポーターを設置するとか、あとは、移住者と地元の方の交流会とかの開催経費といったものにも支援を行ってございまして、できるだけ地域に溶け込めるような形で、ずっと長く住んでいただければと思っています。

○星原委員 ぜひお願いします。

○日高副委員長 関連ですけども、世帯の場合、支給額が100万円ということですが、これは定住の期間を最低1年とか2年などと定めているのですか。

○湯地中山間・地域政策課長 支給する際には制約的なもので、最低5年間は住んでいただくこととしております。

○日高副委員長 5年ということで件数が毎年出てくると思うんですが、例えば、5年後に結局定住ができなかったとか、年度ごとの定住率とか、そういう追跡調査はされているんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 各市町村が交付しておりますので、今、定住しているかどうかについては、市町村が毎月、もしくは、時期を見ながら、住民票の移動がないとか、あとは、実際に就職された企業に問い合わせ、実際に働いていらっしゃるかどうかという確認は一応しているところです。ただ、まだうちのほうでそれを完全に集計したものはないんですけども、そういう取組はされているということです。

○日高副委員長 分かりました。

本当に5年間定住しているのかどうかというのはやはり成果として見るべきでしょうから、そこら辺は市町村としっかり連携を取っていただいて、もし定住しなくて、途中で県外へ出ていったという場合は、どういう理由で定住に結びつかなかったのか、その辺のところのフォローをよろしくお願いします。

○井上委員 先ほど市町村別の移住者のベスト5を教えていただいたんですが、この移住支援金等を含めてですけれども、各市町村で対策をきちんと取っているのは——全市町村では主に市のほうが多かったんだけれども——把握されているんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 基本的には、市町村自体が窓口になっていたり、専門の職員を雇って窓口を設置したりして、そういう対応はどこもされております。

あとは、相談対応についても、会計年度任用職員とかの移住サポーターを設置されているところもありますし、職員が対応しているところもあります。基本的には全市町村がされています。

○井上委員 関係者が交流して行って移住者を増やしていくことはとても大事なことですけれども、市に集中してしまうこともある。特に宮崎市に集中してしまうということがあるわけですけれども、中山間地域にできるだけその人たちを呼び込んでいくことも大事です。

例えば、先ほど出た移住者が移住者を呼ぶというのは、宮崎市で言えばエメラルドタウンとかああいうところはそういう関係者が非常に集まっています。ですから、やはり中山間地域に自然体で呼び込んでいくという方法をきちんと取るべきではないのかなと思うんです。その支援体制をどう強化していくかということ、一

つ一つの町村だけに任せていくのはなかなか難しいところもあるので、具体的に支援体制を取れるようにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○湯地中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりで、うちのほうでも中山間地域への移住も増やしたいということで、中山間地域へのお試し移住という事業も行っております。

今月、椎葉村とかでやるんですが、今回は都会から7名、20代の方を中心に参加していただくということで、こちらとしてもそういう取組を続けていきたいと思っています。

○井上委員 ちょっと極端なんですけれども、岡山県の松島という無人島に、26歳の青年がたった1人で移住して、民宿なんかもつくり上げようとして一生懸命やっているという姿を昨日見せていただいたんです。

いろんな形で市に来られるというのはよく分かるんです。宮崎市なんかに来られるのは、サーフィンをするためとか、いろんな目的があると思います。本当に宮崎県の中山間地域の良さを理解していただいて、入り込んでいただいて、中山間地域の中での応援隊みたいな、具体的な支援隊みたいなものをつくり上げていくことはとても大事なのではないかなと思うんです。

今回、一般質問でも取り上げさせていただいたんですけれども、一つ一つの具体的な要素、面白さ、そして、中山間地域に住むことのメリットというのもしっかりと把握する必要があるのではないかなと思います。宮崎県内全体を見回して、地域づくりをしていくのに、どういうふうにしたときにどんな状況がつけり上げられるのかということ。

高千穂町とかいろんなところでやっていらっしゃる場所もあるわけですけれども、いろん

なモデル事業、モデル的なものを少し横に広げていっていただくといいのかなと思います。市に集まっていたくのもうれしいのですけれども、中山間地域にできるだけ入り込んでいただける状況を何か具体的につくり出していただくことを私は要望しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○日高委員長 先ほど日高副委員長から質問がありました市町村別の移住者数について、資料を提供してもらいたいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○日高委員長 では、よろしくをお願いします。

質問ですが、宮崎県に移住する人の全数から見て、この事業を活用された人の割合はどのくらいになるのですか。

○湯地中山間・地域政策課長 令和3年度で言いますと、実際はもっと多いのかもしれないですけれども、県と市で把握している分では、884世帯で1,617の方が移住されています。6ページの資料にありますとおり、そのうち、令和3年度に制度を利用されているのは186件ですので、2割くらいになるかと思います。

ただ、これは条件が結構ありますので、条件に合わない方については、当然、利用できないというところがあります。

○日高委員長 先ほど星原委員からございましたように、移住だけではなく、定住にしっかりとつなげないといけないので、要件は緩和する必要はないと思うんです。5年は最低でも住んでもらわないといけないわけですから。そういった中で、定住率をちょっとでも上げていくように努力していただきますよう要望いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○津田総合政策課長 錦本町県有地の処分についてでございます。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

まず、処分の目的でございますが、現在、錦本町県有グラウンドにおいては、令和9年に開催される国スポ・障スポに向けて県プール施設等の整備を進めているところでございます。

一番下の位置図を御覧ください。

これが錦本町の県有地の全体像でございます。プール整備の際、サウンディングをした際に「面積が大きい」という御指摘がございまして、真ん中に道路が走っておりますが、そちらの南側と西側、この赤の太線で囲まれた地域につきましては余剰地となっております。

現在、協議中である北警察署の駐車場を最大限取ったとしても、この斜線で囲んである部分については活用予定がないという状況でございます。このため、国スポ・障スポ開催時に本エリア全体でにぎわいが創出されることを目指し、処分を行うものでございます。

2、所在地につきましては、宮崎市錦本町県有グラウンドです。

3、財産の種類及び数量ですが、地目は雑種地の土地で、3,939平方メートルでございます。

4、処分の方法でございますが、県プール施設の周辺環境との調和を保持するため、求める機能等を設定した上で、プロポーザル方式の公募により優先交渉権者を決定いたします。

なお、求める機能につきましては、米印にありますとおり、県プールの民間収益事業の提案条件を基に設定しております。

5、処分価格でございますが、鑑定評価額を最低売却価格といたします。

6、今後のスケジュールですけれども、令和4年12月以降に土地の鑑定評価を行いまして、令和5年度に公募の開始、優先交渉権者の決定、売却手続を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

次に、8ページを御覧ください。

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の令和3年度実績等についてでございます。

まず、概要でございますが、平成26年2月に策定いたしました県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針に基づきまして、全部局を対象として、公共工事、情報システム調達、物品等調達、業務委託、使用賃借の5分野につきまして、県内の発注実績を取りまとめて報告するものでございます。

2、県内発注の状況でございますが、まず、公共工事関係です。

主な取組といたしましては、総合評価落札方式の評価項目として、地産地消への取組を設定。また、設計業務の特記仕様書に地産地消に資する工法決定の義務づけや県産品を使用した設計を原則とすることについて記載しております。

次に、県内発注率でございますが、一番右側の太枠で囲んだ部分が令和3年度の実績でございます。

上段が金額ベースで、下段が件数ベースでございます。

建設工事でいきますと金額ベースで79.5%、建設工事関連の業務委託ですと83.8%、下請負人の活用ですと62.2%、建設資材の調達ですと73.7%となっております。

この県内発注率の主な増減要因でございますが、件数ベースではあまり変わっていないのは見てとれるわけでございますが、金額ベースに

つきましては建設工事と下請負人の活用、建設資材の調達ともに低くなっている状況でございます。

これは令和2年度と同様に、新県立病院である宮崎病院の関連工事が県内企業の発注となったことから、このようになっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

その他の情報システム、物品等調達関係でございます。

まず、主な取組といたしましては、情報システム調達関係でいきますと、一定の入札可能業者が確保される案件につきましては、入札参加者を「宮崎県内に本店または支店を有する者」に限定しております。また、物品等調達関係につきましては、県内企業で対応可能な物品等は優先的に県内企業から調達しています。

次に、県内発注率でございますが、同じく右側の太枠で囲んだ部分が令和3年度実績でございます。

情報システム調達関係ですと13.3%、物品等調達関係ですと21.9%、業務委託ですと71.9%、使用賃借ですと44.8%となっております。

この県内発注率の主な増減要因でございますが、情報システム調達関係につきましては、県の情報システムは規模が大きく専門性の高いシステムが多いことから、県外企業が受注する割合が高くなっております。

物品等調達関係につきましては、金額の約7割を病院局が占めておりまして、県内企業で取扱いのない医療機器や薬品等が多いために県内企業への発注率が低くなっている状況でございます。

業務委託につきましては、防災救急ヘリコプターの点検業務や新型コロナウイルス感染症無料検査業務など、専門的な業務が県外企業への

発注となったことによって、県内発注率が低くなっているという状況でございます。

○池田広域連携推進室長 当室では、全国知事会地方税財政常任委員会事務局をはじめ、各都道府県との広域連携の促進に関する業務を所掌しております。

本日は、地方税財政常任委員会の取組について御報告いたします。

まず、資料の10ページの上段を御覧ください。

全国知事会の概要についてであります。

全国知事会は地方自治の円滑な運営と進展を図るため、会長県であります鳥取県を筆頭に、政府や各政党への要望活動等を実施しております。

このうち、本県の河野知事は、主な役職としまして、赤字で記載している地方税財政常任委員会委員長と、くらしの安心確立調整本部副本部長の2つを担っております。

地方税財政常任委員会は、全国知事会を代表して地方税財政制度の充実・発展を担う重要な委員会でございます。

くらしの安心確立調整本部は、物価高騰等の影響により疲弊している地域経済・地域住民の方々の暮らしを守ることを目的に、今年の7月に緊急的に設置されたものでございます。

次に、同じページの下の部分でございます。

令和3年度と令和4年度の主な要望事項とその反映状況についてでございます。

左には、①から⑤としまして、主な要望事項を並べておりまして、右にはそれぞれに対する国の反映状況を記載してございます。

①のとおり、財政力にかかわらず、全国どんな地域であっても、万全の新型コロナ対応を行うために必要な財源としまして、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の拡充を求めました結果、

令和3年度補正予算におきまして、全国で6.8兆円、本県で72億円、県内市町村で72億円の財源が確保されております。

また、②から④にありますとおり、地域のデジタル化、脱炭素化、国土強靱化の推進など、地方が責任をもって行政サービスを提供していくための基盤となる地方税財源の確保・充実を求めてまいりました。

その結果、各種交付金の創設でありますとか、近年、最高額となる地方交付税18.1兆円の確保等、国の予算や地方税財政計画への反映につながりました。

本年度は、コロナ禍と原油価格・物価高騰のダブルパンチが地域経済に深刻な影響をもたらしております。

⑤のとおり、地方がそれぞれの地域の実情を踏まえまして、きめ細やかな支援を実施できるように政府与党に対しまして必要な財源措置を求めてまいりました。

その結果、4月には1兆円の新予算枠の創設、9月には6,000億円の新たな交付金が創設されまして、本県分としましても計106億円、県内市町村分として79億円が確保されております。こうした結果は、県税等の自主財源が乏しい本県及び本県の市町村にとりましても各種施策を積極的に展開していく上で大きな後押しとなるものと考えてございます。

11ページを御覧ください。

最後となりますが、令和5年度税財政等に関する提案についてでございます。

主要な項目を列記しておりますけれども、感染状況や経済状況等の先行きが見通せない中で、引き続き、必要な財源措置を求めますとともに地方が責任をもって行政サービスを提供しつつ、様々な重要課題に対応できるよう地方税財源の

確保・充実をしっかりと求めているところでございます。

宮崎県の課題は全国共通の課題であります。引き続き、本県をはじめ、地方が各行政課題に的確に対応していくために、地方税財政常任委員会事務局としてしっかり取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

○佐野総合交通課長 常任委員会資料の12ページをお開きください。

宮崎カーフェリー株式会社の状況について御説明いたします。

まず、1の令和4年度上半期の状況ですが、(1)輸送実績につきましては、旅客は新型コロナウイルスの影響はあるものの、4月に1隻目の新船「フェリーたかちほ」が就航して以来、着実に新船効果が現れており、表の一般旅客数の欄に記載しておりますとおり、前年比で240.9%となっております。

しかしながら、コロナ前の令和元年度と比べると50.6%と、まだ以前の水準までは回復していない状況にあります。

また、貨物については、新型コロナウイルスの影響により全国的に貨物総量が1割ほど減少する中で、特にカーフェリーにおいては外食産業における需要が低迷したことや半導体不足による自動車関連産業の貨物量の減などが影響していることに加え、8月の船内乗組員のコロナ感染の拡大や、9月の台風による欠航が相次いだことも影響し、表の貨物輸送数の欄に記載しておりますとおり、コロナ前の令和元年度と比べて87.3%となっているところでございます。

次に、(2)の経営状況についてであります。

中間決算の状況を表に記載しております。令和4年度の営業収益については、旅客・貨物ともに運賃収入が増加したことで、対前年度比

で128.3%と回復している傾向にあります。

しかしながら、営業費用については、うち燃料費の欄にありますとおり、国の激変緩和措置により燃料費は前年並みに抑えられてはおりますが、コロナ前の令和元年度と比べると124.7%といまだ高い水準にあり、ウクライナ情勢や円安の先行きが見通せない中、経営に大きな影響を与えているところでございます。

以上の結果、表の下段に記載しておりますとおり、営業収支は1億6,200万円のマイナスで、経常収支は1億3,800万円のマイナスと依然として厳しい経営状況にあります。前年度と比べて赤字幅は圧縮されているところでございます。

次に、13ページの2、直近の輸送実績につきましては、御案内のとおり、10月4日に2隻目の新船「フェリーろっこう」が就航し、2隻体制になったことから、表の中ほどの太囲みの欄に令和4年度10月単月の輸送実績を記載しております。

10月は旅客・貨物ともに繁忙期ではありませんが、旅客については前年度比で303.3%、令和元年度と比べても94.3%まで戻っており、好調な状況にございます。

下半期は、全国旅行支援に加え、年明けに予定されている侍ジャパンやプロ野球等のスポーツキャンプなどにより、今後の旅客需要のさらなる拡大が期待されているところでございます。

一方、貨物については、9月の台風第14号の影響による農産物の出荷減により前年度並みとなっているところでございます。

これから冬場に向けまして、農産物出荷の最盛期を迎えることから、今後は貨物面においても需要の拡大が見込まれるものと考えているところでございます。

次に、3、利用促進のための主な取組につき

ましては、(1)の旅客対策として、全国旅行支援や県民限定3割引など、国や県の利用促進事業を生かした需要拡大の取組、市町村と連携した船上での観光PRや物産展の実施、イベントステージを活用したコンサートや高千穂神楽の披露のほか、宮崎餃子や日向市のへべスなど、レストランでの御当地メニューの提供による船旅の魅力創出など、お得な運賃でまずは一度乗ってもらい、ゆったりとした船旅だからこそその魅力や楽しみに磨きをかけることで新規旅客及びリピーターの確保に努めております。

次に、(2)貨物対策としましては、運送事業者に対する季節や曜日、貨物量に応じた柔軟な運賃割引の実施、新規貨物の獲得のため、県の大阪事務所の企業立地活動と連携した情報発信や新たな貨物の開拓の強化、食事券の割引販売など、トラックドライバーに対するインセンティブの付与やトラック協会と連携した情報発信など、現在、会社において関係機関との連携や営業活動の強化により、貨物の拡大に努めているところでございます。

最後になりますが、長期化するコロナ禍と燃料費の高騰、また、円安など、宮崎カーフェリーを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にはありますが、会社においては、新船の強みを生かした営業を強化し、需要の回復に全力で取り組んでいるところでございます。

先ほど中間決算で御説明させていただきましたとおり、本年度の中間決算では、1億3,800万円の赤字という状況ではございますが、令和3年度は中間決算で3億5,000万円の赤字だったものが、最終的には2億9,400万円となり、赤字幅は圧縮されました。何とかこの下半期で赤字の分を解消したいというところで、関係機関一体となって取り組んでまいり所存でございますの

で、引き続き、よろしくお願いたします。

○湯地中山間・地域政策課長 委員会資料の14ページをお開きください。

中山間・地域政策課から宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子案について御説明いたします。

6月の常任委員会において説明しましたとおり、本計画については、今年度、計画期間の最終年度を迎えており、現在、改定作業を進めているところであります。

本日は、改定作業に当たり、これまで行ってまいりました意見交換等の内容と計画の骨子案について説明させていただきます。

まず、1、計画改定についてですが、急速な人口減少の進行に伴う中山間地域の様々な課題に対応するため、令和5年度から8年度までの4年間に重点的に取り組む中山間地域の振興施策を盛り込んだ新たな計画へ改定するものであります。

次に、2、計画改定骨子案についてですが、骨子案を説明する前に、これまでに行った県内各地域での意見交換や調査について説明させていただきます。

16ページをお開きください。

参考の計画改定に向けて実施した意見交換等における主な意見等を御覧ください。

(1)概要にありますとおり、当課では、改定作業を行うに当たって県内26市町村との意見交換や中山間地域の23市町村及び集落代表者等に対するアンケート調査、さらには、農林振興局単位で県内7地域に設定しております中山間地域振興協議会での意見交換を実施いたしました。

その中で、(2)主な意見等についてアンケート調査の内容を一部御紹介させていただきます。

まず、①「ひと」についてですが、高齢化や

若者の減少、空き家や耕作放棄地、地域特有の文化等に誇りを持てる人材の育成が必要といった言葉が並ぶ中で、一番下の丸にありますとおり、「集落をまとめるリーダー的存在の育成が必要」との御意見をいただいております。

次に、②「くらし」についてですが、高齢化による一人暮らし、車の運転、医療、買物への不安や地域の草刈りや清掃を行う人が減ってきているとの厳しい言葉が並ぶ中で、一番下の丸にありますとおり、「自分たちの抱える課題を洗い出すことで、これからどんな対策を行っていかなければならないか、住民自身で把握し、行動することが必要」との御意見もいただいております。

最後に、③「しごと」についてですが、「若者の働く場所が少なく、勤めながら農業ができる環境がほしい」「農業や林業、畜産など地域の得意な分野で魅力ある仕事を作って、移住・定住を目指す」などの御意見をいただいております。

今、御紹介した意見は全体の一部であります。高齢化等の急速な進展により、担い手不足や日常生活の維持・確保が困難といった中山間地域の課題の固定化が進んでおり、より深刻さを増していることを改めて実感したところであります。

それでは、次期計画の骨子案について説明させていただきます。

14ページをお開きください。

2の計画改定骨子案の(1)骨子案の考え方についてであります。

①から③のとおり、現行計画における3つの柱である、ひと・くらし・なりわい——なりわいについては「しごと」に変更する予定ですが、それを継続すること。

次に、「宮崎ひなた生活圏づくり」を引き続き

進めるとともに、「地域運営組織の形成促進」を重点施策に位置づけること。

最後に、中山間地特有の「くらしのゆたかさ」を継承する視点を加えることの3つを基本としております。

続いて、(2)骨子案の項目及び概要についてですが、第1章、第2章は記載のとおりで、第3章の施策の展開を御覧ください。

まず、計画の基本となる第1節の目指す将来像を、「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「くらし」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域」としております。

次に、第2節及び第3節の施策の方向性及び4年間に取り組む重点施策についてですが、分かりやすくするため並べて記載しております。

まず、1の「ひと」についてですが、施策の方向性を「人口減少に対応するため、若者の県外流出を抑制し、U I Jターン希望者を本県に呼び込み定着を図るとともに、地域に愛着や誇りを持つ次世代の育成や地域を支える人材の育成に取り組む。また、外部人材の活用や様々な形で地域に関わる「関係人口」の創出・拡大を通じた活力ある地域づくりの取組を推進する」とし、戦略的な移住・定住の促進をはじめとする重点施策に取り組んでいきたいと考えております。

15ページを御覧ください。

次に、2の「くらし」についてですが、施策の方向性を「日常生活に必要なサービスや機能を維持していくため、「宮崎ひなた生活圏づくり」を引き続き進めていくとともに、地域住民や企

業、NPOなど、多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に持続的に取り組む地域運営組織の形成を促進する。また、中山間地域の「くらしのゆたかさの継承、魅力の発信に取り組む」とし、重点政策を「くらしを守る・支える」と「くらしのゆたかさの継承」という2つの項目に分けて、地域運営組織の形成促進や多面的機能の維持・保全などに取り組んでいきたいと考えております。

最後に、3の「しごと」についてですが、施策の方向性を「中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図る。また、ICTなどを活用した新たな技術や手法を取り込むとともに、地域経済循環を促進し、中山間地域における「しごと」の維持・確保に取り組む」とし、担い手の確保・育成をはじめとする重点施策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、第4節、継続して行う基盤づくりでは、従来から実施してまいりました社会資本整備や農業基盤整備等に引き続いて取り組むこと、第5節の計画の推進では、知事をトップとする中山間地域推進対策本部を中心とした全庁的な推進体制について記載したいと考えております。

最後に、3の今後のスケジュールについてですが、来年2月の常任委員会で素案を御報告した後、パブリックコメントを経て、6月議会において議案を提出させていただきたいと考えております。

○徳山みやざき文化振興課長 委員会資料の17ページを御覧ください。

みやざき文化振興計画（仮称）の骨子案についてであります。

まず、1の策定の理由ですが、令和4年3月

に制定しました宮崎県文化振興条例に基づく計画として策定するものです。

2の基本計画の概要等につきましては、次の18ページをお開きください。

まず、1の社会情勢の現状としましては、文化芸術基本法の改正や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などといった現状がございます。

2の本県における現状と課題であります。1つ目の丸にありますとおり、国文祭・芸文祭による県内の文化活動の盛り上がりを一過性のものとせず、引き続き、維持・発展させていく必要があります。

また、4つ目の丸としまして、文化芸術と観光やまちづくりなどの異なる分野との連携による新たな価値の創出などが求められております。

このような現状と課題を踏まえながら、計画の詳細を検討しているところであります。

3の基本目標と方向性ですが、基本目標は「一人ひとりの文化がつながり、広がるみやざきを目指して」としております。一人一人が持つそれぞれの文化をつなげ、それが広がることのできる宮崎を目指していきたいと考えております。

アの基本的施策の方向性としてしましては、「文化の裾野の拡大」「他分野との連携の推進」の2つを掲げております。

これを踏まえまして、イの施策の展開であります。まず、目指す姿として、「県民誰もが文化に親しみ、文化とつながるみやざき」「県民が自ら進んで文化を担い、活躍するみやざき」「県民がふるさとの文化に誇りと愛着を持ち、文化を通じて交流するみやざき」「県民が多様な主体と連携し、文化により活性化するみやざき」の4つとしたいと考えております。

そして、これを目指す基本施策として、環境づくり、人づくり、地域づくりの3つを掲

げまして、この基本施策ごとに具体的な施策を展開してまいります。

一番下の推進体制であります。文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に進め、市町村、文化団体等、関係機関との連携を図っていきたくと考えております。

計画期間でございますが、左側の下の部分に記載のありますとおり、令和5年度からの4年間としております。

17ページにお戻りください。

一番下の3、策定スケジュールにつきましては、みやざきの文化を考える懇談会や市内での検討の後、2月定例会で素案を報告し、パブリックコメントを経まして、6月定例会で報告、公表することとしております。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 常任委員会資料の19ページをお開きください。

ひなた宮崎県総合運動公園庭球場のサーフェス改修について御説明いたします。

まず、1の現状にありますとおり、令和9年開催の国民スポーツ大会のテニス競技は、県総合運動公園庭球場で実施予定であります。現在のテニスコートのサーフェスは大会前に耐用年数が到来しますことから、改修工事を行う必要があります。

この改修に当たりましては、2にありますとおり、これまで、テニス・ソフトテニスの両団体からそれぞれハードコート化、あるいは、現在の砂入り人工芝での更新など、複数回にわたり要望を受け、協議を重ねてまいりましたが、現時点で合意に至っていない状況であります。このため、3にありますとおり、サーフェス改修の検討に当たりまして、その判断材料にするために、施設利用者の状況や県内の公営コートの整備状況等について調査を行ってきたところ

であります。

調査結果の概要でありますけれども、まず、(1)施設利用者の状況等につきましては、競技種別ごとの利用面数で見ますと、昨年度の利用実績では、テニスが約6割、ソフトテニスが約4割と、テニス競技の方が利用面数が多い状況でありまして、また、テニス競技の利用者・団体にヒアリング等を行いましたところ、大部分がハードコートを希望していることが分かりました。

また、下の表の利用者別の利用面数を見ますと、テニス・ソフトテニスいずれも8割前後が児童・生徒の利用でありまして、また、下の米印にありますとおり、利用目的別では大会利用が7割となっております。県総合運動公園の庭球場は児童・生徒が大会で利用するケースが多いといった状況であります。

次に、20ページをお開きください。

(2)県内公営コートの整備状況であります。現在、砂入り人工芝コートが県内に215面ある一方で、ハードコートはゼロといった状況であります。

また、下の米印にありますとおり、県内市町村に今後の整備計画を照会しましたところ、都城市が砂入り人工芝コートを増設予定である一方で、ハードコートを整備予定の市町村はないといった状況であります。

次に、(3)建設・維持管理コストにつきましては、他県の状況を踏まえ、建設コストやメンテナンス費用は、いずれのサーフェスに改修しても同等程度のコストが想定されております。ただし、建設コストにつきましては、下層アスファルトの改良が必要な場合は、ハードコートの方がその分高くなることを見込まれております。

以上の調査結果や県総合運動公園庭球場が果たすべき役割を総合的に検討しました結果、4にありますとおり、サーフェスの改修につきましては、ハードコートに改修したいと考えております。

理由としましては、テニス競技の指導者等がテニスの競技力向上のためにハードコートを望んでいるものの、県内に公設のハードコートが1面もなく、今後、新たに整備予定の市町村もないこと。一方で、砂入り人工芝コートにつきましては、県内に215面が整備されている中、今後、都城市において新たに増設計画があり、県全体ではさらに充実化していくこと。また、全国屈指のハードコートのテニスコートになり、全国規模の大会や合宿等での利用を通じて、スポーツランドみやぎの展開に資することなどあります。

最後に、県総合運動公園庭球場がハードコートに改修されることで、ソフトテニス競技は他の会場を利用せざるを得なくなり、今後、大規模大会の開催に影響が出るといった御指摘を県ソフトテニス連盟から受けております。

このため、5にありますとおり、今後、大会開催について、テニス競技とソフトテニス競技で利用調整を行いまして、テニス競技の大会は可能な限り県総合運動公園庭球場で開催し、他の会場は優先的にソフトテニスの大会で利用できるようにするなど、県テニス協会にその対応を要請するほか、県と市の施設利用における減免等の取扱いが異なることで生じる影響につきまして、競技力向上の観点から支援ができないかなど、今後、影響緩和策について検討を行うこととしております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございません

か。

○中野委員 7ページの錦本町県有地売却の件ですが、約4反歩近くの売却ですが、必要性がないから売却すると思うんですが、処分目的の最後に、エリア全体でにぎわいを創出することを目指して処分を行うと記載があります。処分することでのにぎわいが創出されるとは理解しにくいんですが、もう一度説明していただけませんか。

○津田総合政策課長 処分後の利用の仕方といたしまして、県プールの収益事業等の提案アンケートと同じ条件を付しまして、こちら辺りを一体的に整備することによって、にぎわいを創出したいと考えております。

県プールの収益事業につきましては、大学関係とか医療機関、薬局、放送局とかができるわけですが、そこと同じように例えば、スポーツ施設や貸し会議室、ワーキングスペースを含むオフィスなどを想定しております。

こういった求める機能を同じにすることによって、こちら辺りを一体的に整備していくということでございます。

○中野委員 民間収益施設などのいろいろな施設ができるんですよね。この施設を利用するためには、それぞれのところに駐車場があると思うんですが、総体で足りるんですかね。

○津田総合政策課長 足りると伺っております。

○中野委員 7ページの図の県営プールの下の駐車場に行くための入り口はどこですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 図面の「売却予定地」と書いてあるところの左側です。左上のほうから入るような形で計画しております。位置的には「売却予定地」と書いてある左上の部分の通りを渡って反対側辺りから入っていくような形を計画しております。

○中野委員 分かりましたが、今の状況ではちょっと入りにくいです。スムーズに入れるんですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 この駐車場の入り口につきましては、事業者等と協議を重ねまして、設計の中で「ここであれば問題ない」というところで設定しております。

○中野委員 例えば、この売却予定地はどういう方が購入されると想定しているのですかね。

○津田総合政策課長 スポーツ施設、もしくは、貸し会議室やコワーキングスペースを含むオフィスなどを想定しておりますが、これらに限らず求める機能とか、公募時の要件の範囲内で事業者のノウハウを生かした自由な提案をいただきたいと考えております。

○中野委員 これでプール利用者の駐車場が不足することはないんですかね。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 通常使いのプールの利用としては、現在260台程度を予定しておりますので、十分足りると思っております。

ただし、国民スポーツ大会等の大規模大会等が開催されるときには、当然、この駐車場だけでは不足しますので、例えば、周辺の学校の施設のスペースですとか、宮崎中央公園辺りの駐車場といったところもうまく活用しながら、シャトルバスを利用するといった輸送交通計画は考えております。

○中野委員 ここは売却せずに駐車場にしておいてはいけないんですかね。そのほうが大会など、いろいろなときにほかのところを利用するよりも便利なので、確保しておいたほうがいい気がします。

○津田総合政策課長 最初にPFIのサウンディングを行った際に、実はここも含めて提案させていただいております。しかしながら、先

ほど申し上げたとおり、非常に土地が大きく、また、道路があることによって一体的に使いたいという意見等もあって、PFI事業についてはここを外して契約している状況です。

そういったことから、この地域の有効活用という観点で、求める機能を一体化させながら売却したいと考えております。

○中野委員 なぜこういうことを言うかという、我々が高校生の頃は高校総体がここであり、北警察署の所有地も含めて一体的な会場でした。それでも、駐車場が狭くて、遠いところは歩かされた記憶があるんです。

それから、プロ野球や高校野球もここであったのですが、そのときも駐車場が足りなくて面倒であった記憶があるんです。だから、少しでも駐車場として確保しておいたほうがいいような気がして言わせていただきました。

○津田総合政策課長 今の国スポ・障スポに関する駐車場の観点ですと、先ほど国スポ・障スポ準備課長がお答えさせていただいたとおりでございます。我々としては可能な限り土地を有効活用するという観点で売却させていただきたいと思っております。

○外山委員 つまり、事業者とPFIで契約した過程で、この土地ははっきり言えば使い道がないということで除外されたわけよね。なので、県としては、この土地をただ持っていて固定資産税を払うよりも、民間利用ということで売却したほうがいいということだね。

横に北警察署もあって、ガードマンつきの物すごくいい土地だから、民間にいろんな制約をつけないで売却してください。資料の4に①、②、③と求める機能がありますが、このぐらいの制約はいいけれども、これ以上堅苦しい制約をかけると民間はなかなか手を出しづらくなる

から、民間の力を借りるのであれば、緩めのいい条件で売ったほうがいい。

この辺で1,200坪の土地はなかなか価値があります。民間はいろいろなことを考えるから、そこに県がいろんな縛りをかけるとやりづらくなるので、そういうふうのひとつ考慮してください。

ただ、中野委員が言われるように、駐車場として残すのだったら別問題です。残さないのならば柔軟な発想でもって民間に売却する方法でいかなと思います。一つの考え方として助言です。

○津田総合政策課長 ありがとうございます。まさしく外山委員がおっしゃるとおりでございます。私どもとしてもそういった観点でぜひ売却させていただきたいと思っております。

また、先ほど委員からもございましたように、宮崎駅から距離が1キロメートルと非常に立地がいいということもございまして、売却は十分可能ではないかと判断しております。

○中野委員 1点だけ念のために。

将来、駐車場が足りなくなったということで北警察署が邪魔になるから北警察署をどこかに移転させて、そこを駐車場にするということがないように、もう一度、検討してください。

○松浦総合政策部長 御指摘はごもっともなところだと思います。

もともと駐車場そのものについて、大きな大会や国民スポーツ大会のような全国的な大会があるときにはここでは当然足りません。

ただ、県内の大会については、一定程度の台数を想定した上で設定しておりますので、対応できるだろうと思っております。

将来的に云々というところにつきましても、御指摘を受けましてどういうことを可能性とし

て考えるべきなのかということは改めて整理したいと思っておりますが、基本的な考え方としては、課長が申しあげましたようなところを少し頭に置いて進めさせていただければと思っております。

○日高委員長 このプールは宮崎駅周辺に造るので、もちろん駐車場の利用もあるんですけども、電車などの利用も当然考慮したと思えます。しかし、そういう交通体系の話が全く出てこなかったもので、ちょっと引っかかったところがございますので、その辺を聞かせてください。

○松浦総合政策部長 申しわけありません。説明不足でございました。当然、駅の利用を想定した上で、JR宮崎駅からの動線をどうするかはまた別に検討が進んでいるところでございます。

それから、バスにつきましても、ここを一つの拠点として動かしてもらうことについても検討していただいています。そういった交通機関についても今まで以上に使っていただけるのではないかと考えております。

○日高委員長 ありがとうございます。

○中野委員 JRを利用された人たちは、どのような動線でここへ来るのでしょうか。

○松浦総合政策部長 周辺の道路がほとんど宮崎市道になるものですから、宮崎市との関係が非常にあるところですけども、宮崎市としても駅からの歩く動線の見直しをしていきたいというお話も伺っておりますので、そういう計画は進めていただいているものと考えております。

○中野委員 先ほどにぎわいを非常に強調されましたが、ここと駅前周辺を含めて一体的ににぎわいを創出することは非常にいいことだと思うんですよ。そのにぎわいを継続して面的に広く使うためには、市の土地なのかJRの土地な

のか分かりませんが、鉄道線沿い辺りをきれいに整備して、いつでも駅から行ったり来たりできるようにされたいと思います。

○松浦総合政策部長 重要な御指摘だと思っております。その周辺も含めて、どういうふうにやっていくのかについては、宮崎市ともしっかりと議論してまいりたいと思っております。

○太田委員 常任委員会資料の19ページの、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場のサーフェス改修についてです。

まず、19ページの3の(1)に、米印でアンケートを行ったところ「ハードコート希望」という回答が多かったと表記してありますけれども、これは今までハードコートがなかったから希望しているのでしょうか。

私の感覚で言うと、人工芝コートの場合は、テニスとソフトテニスの両方が使えるんですが、ハードコートの希望が多かったというこの記述はどういうことなのでしょう。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 (1)施設利用者の状況等の米印のところでありましてけれども、一般のテニス競技者がどう考えているのかという意向を確認するために、木花のテニスコートを使われているテニス競技関係者の方々に意見を聞きました。

テニス競技は現在、砂入り人工芝で競技をしておりますけれども、ハードコートがないという現状と競技力向上といったところを踏まえると、やはりハードコートが必要だといった意見が多かったところがございます。

○太田委員 その根拠については、後でまた確認させていただきます。

実は、2月定例会でうちの会派から「サーフェス改修はどうされるんですか」という質問をしたところ、知事の答弁としては「両方の意見が

いろいろあるから聞きます」ということで、私はものすごく良かったなと思っていました。だから、私もその推移を見守ってきたつもりです。

知事も言っていましたけれども、基本的にハードコートと人工芝コートの違いは、人工芝の場合は砂がふわっと置いてあるから踏ん張ったときに、いい意味で足がすっと擦れて、膝に負担をかけないという健康上の理由から今まで人工芝がどんどん増えてきたんですね。ハードコートになると足がぎゅっと止まるものだから、けがをする確率も高く、プロの人たちとか、プロを目指す人たちはいいのかもしれないですが、その違いがあるものだから、恐らくこの調整に苦労されたんだろうと思います。

先ほどの説明にもありましたように、まだ現在のところ合意に至っていない中での決断ですよ。相当悩まれたんだろうと思いますが、膝に負担をかけないというのと、もう一つはバウンドです。

硬式の場合はふわっとした毛が巻いてありますが、軟式はゴムなんですよ。だから、バウンドするときの接地面の擦れ具合がちょっと違って、毛があると人工芝でもハードコートでもそんなにバウンドの変化はないんですよ。

ところが、ゴムボールの場合は人工芝の砂にふわっと当たって正常なバウンドになるところが、ハードコートではきゅっと締まるものだから、バウンドが高くなってしまって、本来のソフトテニスのバウンドが感じられないから、学校教育や部活動なんかでは人工芝とか通常のクレイコート——土で造られた、いわゆる土間です——そういったところでやるのがごく自然なんですよ。その違いをちょっと知っていただかないと、この問題で対立があったとすれば、

その辺の違いが分からないかなと思うんです。

私もソフトテニスのほうから要望を受けたりして、知事があれほど言われたから任せて十分聞いてほしいと思って期待していたんです。県のソフトテニス連盟から要望書が上がったと思うんですけれども、知事はどう思われているのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 先般、県のソフトテニス連盟の方から知事に対して、直接、ハードコート反対の要望書が提出されました。その後の意見交換の中でも、ハードコート反対に対する様々な御意見とか、危機感といったものを伺ったところでありまして、知事も大変難しい問題だなという認識を示されておりました。

○太田委員 ハードコートにしてほしいという要望は、硬式の団体以外の人たちからもありましたか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 先ほど御説明いたしましたとおり、県のテニス協会から要望書が出ております。

県でアンケート調査、ヒアリング等を行ったところ、テニス協会以外のテニス競技の一般ユーザーの大部分からは、競技力向上だったり、県内に一つもハードコートがないといったところを理由にして、ハードコートが必要だといった御意見をいただいたところでありまして。

○太田委員 その一団体からですよ。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 要望書につきましては、県のテニス協会から頂いております。

○太田委員 結局、県営のテニスコートを小学生でも健康に十分注意しながらやれるような大衆的なコートにするのか、ある一部の高度な人たちのためだけの施設にするのかという問題も実はあると思うんです。

中体連とか高体連からの意見の聴取も行われ

ていますかね。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 まず、ソフトテニス競技につきましては、部活動生の多い中体連にヒアリング等を行いまして、ヒアリングの結果、国内の大会で砂入り人工芝コートで行われることが多いということで、高体連も含めてハードコートには反対だといった御意見をいただいております。

一方で、テニス競技につきましては、先ほど言いましたアンケート調査、ヒアリング調査の中で、中体連と高体連の指導者の方にもヒアリング等を行いまして、その方々からは「やはり競技力向上のために必要だ」と。「一部の競技者のために」という御意見もありましたけれども、テニス競技の全体の底上げを図るために、やはりハードコートが必要だといった御意見をいただいたところでありまして。

○太田委員 ソフトテニスはハードコートではバウンドが違うから使えないんです。だから、言葉が悪いかもしれないけれども、県営コートがハードコートになればソフトテニスの人たちは排除されていきます。結局、使えないということで愛好者の人たちも排除されるような結果になるものですから、県営コートから追い出されるような感じになることについては、県としてはどう思われますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 今回、各種の調査と県の総合運動公園庭球場が果たすべき役割といったところから、ハードコートの改修を決定させていただいたところでありまして。

ソフトテニス競技の大会につきましては、生目の杜運動公園の16面や、清武総合運動公園の12面といった周辺施設の利用も可能であるのではないかと考えておりまして、そういったことから、大会開催に当たりましてはソフトテニスと

テニス競技で利用調整を行いながら、県総合運動公園以外のテニスコートは可能な限り優先的にソフトテニスに利用いただくといった調整も県のテニス協会にはお願いしているところであります。

あとは、排除するといった御意見もありましたけれども、現代のハードコートにつきましては、以前のものとは非常にクッション性が高くなっておりまして、足腰への負担も、一定程度軽減できると考えておりまして、一般の愛好者の方も利用可能ではないかと考えております。

○太田委員 そういう評価もあるかもしれませんが、恐らくソフトテニスの人たち、愛好者も含め、ハードコートはもう使えない、使わないようになってきたときには、宮崎市内の周辺のコートの争奪戦が始まる可能性があるわけですが、その辺はどうですかね。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 繰り返しになりますけれども、ハードコート化された後は、テニス競技の大会は可能な限り県総合運動公園庭球場で開催して、ほかの会場は優先的にソフトテニスに利用いただくという調整は、今、お願いしております。

あとは、またこれも繰り返しですけれども、現在のハードコートにつきましてはクッション性が高いということで、足腰への負担も、一定程度軽減できるということでもありますので、ソフトテニスの一般の愛好者の方も一定程度は利用できるのではないかなと考えております。

○太田委員 伊達公子さんが来られて、ハードコートにというイメージが出てきたんですけれども、国際大会を誘致したいとかそういった考えがあるのか、一過性になってしまうという危険性もあるのではないかなと思うんですが、そ

の辺はどうですかね。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 日本テニス協会と県テニス協会からは、ハードコート化されれば、全国有数、西日本最大のハードコートになり、全国規模の大会・合宿誘致に優位性があるということで、そうなれば全面的に協力したいといった御意見もいただいております。

テニスコートの改修完了まで、設計と工事を入れますと3年近くかかる予定であります。現時点で大会の誘致、合宿の誘致、そういったことを確約することはなかなか困難でありますけれども、国際大会に限らず、そういった大会・合宿の誘致に向けて県も一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

○太田委員 国際大会となるとウィンブルドンとかありますが、センターコート——観客席も設けた、すり鉢型の競技場——ああいったものを造ってくれとなるかもしれませんが、今の段階でその辺の県の考え方はありますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 今の段階はサーフェスをどちらにするかという検討を重ねてまいりましたので、今の時点でセンターコートの整備の可否については議論していないところであります。

○太田委員 県営コートは、ソフトテニスの利用者が減ると思うんです。そうなってくると、平日に誰もやっていないとか、もしくは、駐車場の利用者も少なくなるので、そういう使用料や駐車料金等の減収もあるかなという気がするのですが、その辺は何か分析されていますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 使用料等の検討につきましては、これから行うことにはなっておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたとおり、テニスとソフトテニスで利用調整を図りまして、テニス競技を可能な限り県総合

運動公園に集約することで、それほど下がることはないと考えております。

○太田委員 本当は1か所でシンボリックに大会をやるのが一番いいんですけども、分散大会になったりして周辺のコートを使うことになると、大きな大会が果たしてできるのかなと思ったりもします。そういう意味では、あそこを残してほしいというのもソフトテニスから言えると思うんです。

ただ、ハードコートの場合——今、言われたように、多少、昔のハードコートとは違って軟弱なものが表面に敷かれるというイメージで聞きましたけれども——私は、バウンドの問題など、果たしてどうなのかなと感じますね。

宮崎県の場合は日差しが強いものですから、ラバーとかゴムとかの日差しによる劣化が考えられるかなと思うんですが、その辺の劣化に対する改修費用とか維持費といったものは何か比較されていますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 改修費用と維持費につきましては、他県の状況を踏まえますと、いずれのサーフェスに改修しても同等程度のコストであると見込んでおります。

○太田委員 今の県営コートが造られたときには、最初はハードと土——土はもう人工芝と似ているんですけども——ということで両方が造られました。しかし、その後、やはりハードには問題があるということで、結局、土のコートと同じように、人工芝で全面改修された経過があるようですけれども、この辺の経過はご存じですかね。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 県総合運動公園庭球場につきましては、完成当初、クレークコート12面とハードコート12面でスタートしたと伺っております。

そのうち、クレークコート——土のコートになりますけれども——につきましては、平成2年から3年あたりに砂入り人工芝コートに改修され、ハードコートにつきましては、平成8年に砂入り人工芝コートに改修されたということで、その後はおおむね10年程度で人工芝の更新を行ってきていると伺っております。

ハードコートから改修されたのが30年近く前になりますので、その当時の改修の理由につきましては定かではありませんけれども、小雨時でもプレーができるといったメリットがありましたので、砂入り人工芝コートが全国に広がった時期もその頃だったと認識しております。

○太田委員 今までの答弁と関連するかもしれませんが、ハードコートに改修して劣化していった場合、何年ぐらいもつのかと、改修費用はどのくらいになるのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 砂入り人工芝コートとハードコートは、いずれも10年程度で改修が必要だと聞いております。改修費用については、現時点で試算はしておりませんが、他県の状況を踏まえますと同等程度だと見込んでおります。

○太田委員 そういった改修費用については、県が単独で出さざるを得ないことになっているのでしょうか。こういうものに何か補助があるのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 県総合運動公園庭球場につきましては、都市公園施設を整備するための国の交付金が使えますので、そういった事業の活用も検討することになるかと考えております。

○太田委員 知事が表明されたことについては、私も当時聞いていて、実は感銘を受けたんです。両方の意見を聞いて一生懸命やりますというこ

とでしたので。もうその記憶しか残っていなくて「良かった。いい答弁をもらったね」という思いがあったわけです。

実は、私たちの情報によると、硬式テニスをしている人の中にも「人工芝でいいんだよ」という人がいらっしゃるって、今、5,000名近い反対署名も集まって、現在も署名活動をしていることを聞くと、その辺の調整が難しいだろうなと思うんです。

現在、合意に至っていない中で判断したということではありますが、将来、これが県の負の財産にならないように十分考えてほしいです。先ほど言いましたように、大衆性を求めるスポーツなのか、ある程度、上層クラスの人たちが目指すコートにするのか、どうなのかなという気がします。

だから、今後、県民の声をもう少し聴いていただきたいという気持ちもあります。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 今回のサーフェス改修に当たりましては、砂入り人工芝コートを求められている団体の方々、ハードコートを求める団体の方々と、これまで複数回にわたって協議の場を設けまして十分に話を伺ってきたところでもあります。また、一般の愛好者の方々につきましても、反対意見につきましても先般のアンケート調査も拝見いたしましたし、「県民の声」等でもいただいて把握しているところでもあります。

県としましては、今回、各種の調査と県総合運動公園庭球場が果たすべき役割を総合的に検討しまして、ハードコートの整備方針を決定したところでもあります。

しかし、依然としてハードコートに反対されている方もいらっしゃるの十分承知しておりますので、引き続き、ハードコートへの方針

決定をした経緯、理由等について、反対されているの方々に対して、必要に応じて十分丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○太田委員 確かに今まで人工芝であったのを替えるというのは相当なエネルギーが要るだろうと思うんですね。大衆的に親しまれた小学生・中学生を含めてずっと愛好者から親しまれてきたコートを替えるというのは本当に大変なことだろうと思います。

本来ならば、ハードコートが必要という人たちの要望に応じていくには、別に造れたら一番いいんですね。ちょっと無理があったのかな。合意を取るのにももう少し努力すべきであったのかなと。

私たちももう少し伝えておかなければならないことがあったのかなと思いますけれども、今後も県民の声を聴かれるという答弁も先ほどありましたが、今後の再考も含め考えていただきたいと思います。

○星原委員 今、いろいろな意見を聞いて、国民スポーツ大会を想定して準備するわけでしょうが、国民スポーツ大会に間に合うんですか。ハードコートでないと硬式ができないとなると、硬式と軟式の大会があれば、両方のコートがないと宮崎県でできないんじゃないですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 国民スポーツ大会のテニス競技の施設の基準につきましては、少年種別についてはハードコートを推奨するといった規定になっております。したがって、ハードコートでなければできないということではございません。

国民スポーツ大会だけを見ると、これまでも芝入り人工芝コートで大会等を行っておりますし、実際にやれないことはないというところがございます。

ただ、今回、テニス協会からも要望を受けて、県としても現在の木花の利用状況と、県内の公営コートの状況を総合的に勘案した結果、やはりハードコートが必要ではないかと判断したところでございます。

○星原委員 県内にはハードコートがゼロということですが、硬式テニスが2,000名、ソフトテニスが5,000名で、半分近い割合で硬式テニスの愛好家がいらっしゃるわけですよ。そういうことを考えたときに、ほかの県もやはり本県と同じようにゼロなんですか。それとも、ほかの九州各県は、大体持っているものなんですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 九州各県で言いますと福岡県が15面、鹿児島県がトータルで20面、大分県が6面ございます。

ただ、砂入り人工芝コートのほうが全国的には普及しておりますし、全国状況ですとやはりハードコートは少ない状況ではございます。

○星原委員 利用者のことなどをいろいろと考えたときに、やはり大会としてはハードコートでやらなくてはいけないとなると、ハードコートがあった方がいいんでしょう。だけれども、その後のことをいろいろ考えたときに、24面全てをハードコートにするのがいいのか。10面対14面とか、12面対12面とか——私は素人で言っているわけですが——そういう改修の仕方はできないのですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 これまでも面数について、12面ずつではどうでしょうかとか、18面対6面ではどうでしょうかといった協議を行ってまいりました。

実際に県民の方からも12面ずつでいいのではないかといい御意見をいただいておりますけれども、両競技団体の方からは、12面だと大会運営ができない、試合が消化できないというこ

ともありまして、面数を割ることについては御理解をいただけませんでした。ソフトテニス連盟からは、6面ぐらいはハードコートに譲ってもいいという話もありましたが、そこはうまく折り合いがつかなかったというところでございます。

○星原委員 1か所でないと大会運営ができないという話なんですけれども、私なんかから見れば、野球は球場が同じ場所にいっぱいあるわけではないので、分散型で大会をやりますよね。そういう判断をして、スポーツランドみやぎきとして、ハードコートもどうしてもある程度必要なら、半分ずつなりにして、今後の将来に向けて、そういう使い方でもよいと思います。

小学生から大人までの大会があるとすれば、場所を変えて運営するとか、いろんな方法でできるのではないかなと私は思うんです。必ず1か所で大会をやらないとできないということではない。サッカーにしても多分そうだと思います。

1か所に全員が集まってできるのが一番効率もいいし、いろいろできるんですが、そういう大会が365日あるわけではないので、その判断、利用の仕方やら——硬式テニスもソフトテニスも同じテニスを愛好している方々であれば、お互いにそういう利活用のうまい配分の仕方とか利用の仕方とかを、もう絶対こうでないといけないではなく、そういう形でもいいのではないかなと私は思うんです。

ここに硬式テニスが2,000名でソフトテニスが5,000名と記載があるので、3分の2対3分の1ぐらい、あるいは、もうちょっとパーセントが高いぐらいの人たちがやっているとすると、やはり両方の考えがあるんでしょうけれども、大会運営の仕方を変えればいいし、あるいは同

じ場所で12面対12面でも10面対14面でも、利用の仕方の判断でそうすれば、どちらも何とかなるのではないかなと思うんです。やはりそのような方向性で考えることはできないんですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 分散開催という形で大会を開催できないことはないと思っております。ただ、それはあくまでも砂入り人工芝コートについてでありまして、ハードコートにつきましては、現在、公設のコートはゼロといった状況の中で、分散開催はできないのかなと思っております。

○松浦総合政策部長 大変難しい問題だということで、随分、僕らも悩んできました。それぞれ御主張を伺ってきました。要望の状況のところにありますように、相入れない要望になっております。

例えば、鹿児島県の場合は、国民スポーツ大会に向けて、県営は硬式の会場なのでハードコート、市が砂入り人工芝コートでソフトの大会というすみ分けを団体のほうで話を合をされて、そういう形で要望があったようです。

本県でもそういう形になっていただけると非常にありがたいと思っております。そういう話し合いにも入ろうとしたんですけれども、それぞれなかなか御理解いただけないところがありまして、それぞれの要望についてどう処理できるんだろうかということでございます。

そうしたときに、一つには、ハードコートが県内に一つもない中で、全体的なテニスの底上げを図っていく上でどうしても必要だという御要望については、やるかやらないかの選択肢しかない。

それから、砂入り人工芝につきましては、県内の設置状況を見ますと、もう既に200面以上整備がなされていること。それから、どこかの市

町村でハードの整備を御検討いただけたところがあれば、そちらで対応できるかなというところで照会もしたんですけども、それはないということで、逆に都城市が砂入り人工芝で新たに16面造るということでした。

それから、国民スポーツ大会のソフトテニス会場が生目の杜運動公園になっておりますので、あそこも多分、サーフェスの改修を全部されると思います。そうすると、近々、県内で36面の新しい砂入り人工芝コートができるといったもろもろの状況を考えたときに、テニス協会の要望は駄目ですとはなかなか判断がしづらいなと、できないなというところで、こういう考え方に至っているということでございます。

ただ、やはりソフトテニスの皆さんの御主張にありますけれども、そうすると県総合運動公園が使えなくなるので、ほかの会場で県内の大会とか市の大会とかをやろうとしたときに、スケジュール的になかなか厳しいんだというお話もありました。

例えば、生目の杜運動公園とかほかの会場でされている硬式テニスの大会に県総合運動公園に移ってもらうという調整をしていくということで、できる限り、影響は緩和していけるのではないかな。そんな工夫をしながら全体的なところで、極力、影響を抑えていく形を考えていきたいというところでの、今の考え方だということでございます。

両方が生かせるという案がなかなかないものですから、今、そういう考え方になっているということで御理解いただければと思います。

○星原委員 私はもうはっきり言って、今の状況になっていけば、どちらの意見も取りようがない。同じテニス愛好家の人たちであれば、大きな大会は大会として、ちょっとした大会であ

れば、さっき言ったような形で両方がうまくやる方法を考えて、どうしても24面全部がハードコートでなければいけないのかというのもやはり考えてもいいのかなと。

先ほど、福岡県が10何面という話がありましたが、あの人口でそれぐらいだとすると、うまくその辺の折衷案を両方で話してどちらかに決めないと、どうしても国民スポーツ大会に向けていろんな整備をされているのと、スポーツランドみやざきということで県として動いている以上、それぞれの種目がうまくできるようにまとめないといけないとなると、私はそういうことしかできないのかなと思います。

○中野委員 このサーフェス改修に係る検討という中で、アンケートあるいはヒアリングをされて「大部分がハードコートを希望」と書いてありますが、これは県総合運動公園を利用している人たちのアンケートなのか、あるいは、テニス・ソフトテニスも含めて、この大部分がハードコート希望という意味なのかをお尋ねしたいと思います。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 このアンケートは、県の総合運動公園庭球場を使われている方のうちテニス競技をされている方について、年間40面以上使われた方、利用者団体についてアンケートを行ったところで、この中にはソフトテニスの方は入っておりません。

○中野委員 そもそも、今、宮崎県にはハードコートは一つもないわけですね。県総合運動公園にハードコートを24面造りたいということで、そのまま引けば残りの191面が砂入りの人工芝となるということですかね。この215面のうち24面がハードコートになるということですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 215面のうち24面が今回ハードコート化されることになります。

○中野委員 昔はクレイコートばかりだったと思うんですね。それが、最近、全部砂入り人工芝になっていると読み取れるんですが、ソフトテニスだからソフトなイメージがあって、ハードといえば硬いイメージがあって、ソフトテニスの人たちはみんなクレイコートではなく、もう既に砂入り人工芝コートを利用しているというイメージが強いんですね。

今、ハードコートがないから硬式テニスの人たちも、砂入り人工芝コートをみんな利用しているということですが、硬式テニスの人たちは、アンケート調査の大多数がハードコートを希望しているという先ほどの説明でしたが、ソフトテニスの人たちは日本全体、世界を見てもハードコートは全く利用していないんですか。

○日高委員長 ここで時間が来ましたので、休憩いたしまして、午後1時から再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後0時58分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 中野委員のソフトテニス大会ではハードコートを使わないのかといった御質問につきまして、国内大会につきましては、上位大会を含めてソフトテニスではハードコートは使っていない状況でございます。

ただし、世界大会につきましては、ハードコートを利用した大会もあると伺っております。

○太田委員 一つだけ、先ほどの答弁のときに「大部分がハードコートを希望している」というのは、硬式の人たちから聞いたというような聞こえ方をしたんですけれども、ソフトテニス

も含めて聞いているということでもいいのですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 ソフトテニスをされる方々につきましては、ほぼ全員が反対していると伺っておりましたので、私どもが確認しましたのは、テニス競技を行っている方々についてであります。

○太田委員 部長が午前中答弁されましたので、私も部長が言われれば、できるだけそれで行く方向もあるかなと思いつつながら、ただ、悩みとしては、伊達公子さんが来られて新聞に出たものですから。

硬式とソフトは親戚同士みたいなものだから、こういうビジョンを持った場合は先にお互いで話し合いをして、私たちのところに持ってきてくれたら助かるなというような思いもしました。ただ、いろんな意見があるということはお聞き取りいただいて、何らかの今後の対策の一つの参考にしていただきたいと思っております。

蛇足ながら、テニスボールがバウンドするときの跡形ですが、ハードコートでは恐らく跡形は残らないと思っております。砂が入っていれば砂の跡形が残るんです。クレーコートの場合はもう完全な跡形が残るから、審判判定が楽なんですよね。そういう違いもあって、大衆的にはどうなのかなとかいうのがあったりして。テレビではチャレンジをしたりして画像を見て判断しますけれども、ハードはもうそんなのがないと大変だなという思いもするわけです。そういう違いもあるということです。

あとは、宮崎市ソフトテニス連盟の人たちが影響を受けることもあると思うので、ひとつ今後の御配慮をよろしくお願ひしたいと思っております。

○星原委員 いろいろと話を聞いて、やはりハードがゼロということでもありますので、先ほどの話からすると、部長が言っていた硬式が県営

なら県営、ソフトが市営なら市営で、コートが足りないということなら、団体、県、宮崎市で協議して、市のほうにも何とか増やせないかどうか、その辺の話し合いをしてもらおうとまいくのかなと思っておりますので、そういう方向性でどうでしょうか。

○松浦総合政策部長 宮崎市がどういう考え方を持っておられるかというのはありますので、県にそこまでの決定権があるわけではありません。しかし、僕らは僕らとして、団体の方々からいろんな御意見をいただいておりますので、しっかりと市の方にもお伝えし、対応できるものなのかどうかの確認とか、もしそういうことで何らかの対応をいただけるということになれば、そういったものについてはどういう形で考えていけるのか、我々も一緒に考えていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

○星原委員 ぜひそういう方向でよろしくお願ひします。

○井上委員 星原委員の言われたのと、私も宮崎市が対応しなければいけないのなら宮崎市も考えたほうが良いと思うんですが、ソフトの砂入り人工芝コートは、都城市も16面造っていただくということもあるし、いろんなことを考えると全体的な数から言えばそんなに大幅に数が減るわけではない。

私は昨日、バスケットボールの親の方たちのところに行ったんですが、子供同士の交流の中で競技力を向上するために遠征に行ったりするわけです。宮崎県の子供たちが、ハードコートを一回も見ただけもない、球を打ったこともない。太田委員はその経験があるからそれはそれとしていいとしても、子供達が全然経験もない。球がどう変わるとかそういうことすら分からないという状態になってくると、ハードコートを

どこかの市町村が造ってくださればいいんですが。

やはりこうなってくると、県がちゃんとした硬式の競技ができるような数を確保して——私は、県が造るということを今回決意しないと、次のときにどうかと言われたら、賛成者が多くなるとはなかなか考えられないと思うんです。

だから、やはりこれからの競技を支えていく子供たちが、ハードコートを知らないということで、全国の硬式大会に行ったときに「ああ、こんなことふうになる」みたいな話ではちょっと困るなど。バスケットボールの人たちも言っておられましたが、弱ければ遠征に行かざるを得ないと。遠征にかかる費用を親が持たないといけないこととか、競技を続けていくためにはいろんなマイナス面、リスクも背負わないといけないところがいっぱいあるわけですね。ですから、今後の宮崎県の子供たちのためにも、県が24面造るということについては、私はやはり決意を持っていただきたいと思います。

そして、太田委員が何度も言われるように、意見を聞くことについてはやぶさかではないけれども、今、やらなければいけないときには、きちんとした納得のいく説明をしていただきたい。今日聞いている限りでは、お互いずっとこの話を続ける気なのかなという思いがしましたので、やはり県としてやるべきことについて何をすべきなのかを考えていただきたい。

今後の競技力向上のためにも、将来の子供たちのことについての判断基準を持っていただきたいかと思う。「テニス競技のジュニア指導者や競技志向者等が」となっていますけれども、ジュニア指導者の方たちもハードコートを望んでいらっしゃるとするなら、そのポイントも大きいのではないかなと思います。

そして、足りない部分について、宮崎市に代替施設はあるんだけど、先ほど部長からも言われたように、大会のありようの工夫とか、それはもっと明快に分かりやすく納得できるように——フローチャートなどをお渡しして、今日、お見えの傍聴者の方たちが納得できる説明をしてください。競技される方たち、メンバーの人たちも、子供たちのことを考えれば、自分たちが引くべきところについては若干引いていただいたりしながら歩み寄っていただきたい、そう思います。

その説明があまり明快でないと、お互い納得できない状態をずっと続けることになるので、曖昧にしないでいただきたいし、しっかりとした態度を持って、やるならやると決めていただきたいと思います。

○松浦総合政策部長 この問題につきましては大変難しい状況があると思っておりますが、午前中、私からも発言させていただきました経過、考え方ということで、今日、報告させていただいております。

ただ、全員がそれでいいという状況ではないということはよく分かっております。この方針で行った場合には、ソフトテニスの皆さん方の不便が出てくる可能性がありますので、そういったものをどうやってできるだけ軽減できるのかについては引き続き対応し、宮崎市なり、そういったところに相談する必要があるればそれもやっていきたいと思っております。

そういう中で、条件が厳しくなることをできる限り軽減できる形もつくっていくように進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○日高委員長 いろいろと議論を聞いておまして、私は日向市在住なんですけれども、宮崎

市に80面を超すテニスコートがあるということで、非常にうらやましい議論をされているなど正直思っているところです。ほかのほとんどの自治体は、人工芝が剥げかけていて、1面改修するのに2,000万円かかり、お金がないという状況であります。

思うのは、これは全国屈指のハードコートのテニスコートになると書いていますよね。スポーツランドみやぎきの発展に資するというので言い切っているんですけども、そこなんですよね。私の考えでは、スポーツランドみやぎきの聖地は県総合運動公園だと思っています。だから、今の造る・造らないの議論は、ただ造ればいいというものではなく、せっかくハードコートを造って、そこまでのことをやるのであれば、やはりもうちょっと展望を持ってほしいと思うんです。

例えば、屋外型トレーニングセンターもハイブリッド芝で——これもなかなかないですよ——日本代表、各国代表を呼ぶということであれば、県総合運動公園も呼べばいいではないですか。各国代表を呼ぶ努力をするということは当然必要であって、今はそこまで考えていないと言ったけれども、その辺も私はどうなのかなと思うんです。

あとは、両協会の利用調整はしっかりやるべきだと思うんです。生目の杜運動公園があったり、宮崎市佐土原町にもコートがあるんでしょう。そうしたら、そこで争奪戦にならないように、大会とか練習の利用調整を県がしっかりやりますよということであれば、私はここはもうまんざらではないと思います。そういう形で進めてもらいたいという気はしております。

○松浦総合政策部長 まず、前段の国際大会といったものをというお話であります。これは国

スポ・障スポの範疇は超えておりますけれども、スポーツランドみやぎきとしてどう持っていけばいいのかということについては、どういったものが持ってこれるかといったリサーチも必要だと思います。基本的な視点としてそういった考え方を持った上で、いずれにしろ商工観光労働部等も絡んでまいりますので、我々としても引き続きそれは考えていきたいと思っています。

それから、利用調整といったお話につきまして、先ほど申しましたように、できるだけ県がこういう形で進めたいという今日の御報告でありますので、そこについて、あとは団体同士の話し合いですよということではなく、しっかりと関わっていってうまくできる形をつくっていくという考え方を持っておりますので、そういう進め方をしてまいりたいと思っております。

○日高委員長 日本屈指のハードコートという言葉をしているわけですから、これは今ではなく、その後になるかと思いますが、それなりのことを考えておいてもらわないと。ぜひその辺のこともしっかりと商工観光労働部と考えることは重要なと思いますので、よろしく願います。

○星原委員 常任委員会資料の14ページで説明いただきましたが、宮崎県中山間地域振興計画の改定骨子案ということで、ここに「ひと」「くらし」「しごと」とあるのですが、自分のところの今の現状を見るとなかなかこれが当てはまっていかないなど。ここには確かにそう書いてあるんですが、では、どうやって人が残るのか、暮らしが豊かになるとかね。本当にどうなんだろうと。

私は10年後の自分の地域を考えていて、もう本当に人がいないんですよ。子供も今いないし。子供が実家の近くに居を構えるとなっても、子

育てるときには学校に子供がいないので、学校の問題、病院の問題、いろんなことを考えるとなかなか厳しいなと思うんですよ。

あとは、本当にその中山間地域を守るにはどういう形なのかなんです。形ができないと帰ってもこられないし、そこで生活しようとも思わないのではないかなと。

ここに書いてあるいろんな文言を見ますと、確かにそういうことになればいいですけども、現状は非常に厳しいなと。その地域を守っていく、あるいは、伝統文化も守っていくとかというのは人が住まないと駄目なので、人口が確実に減っていつてますから、そういう中で本当に守れるのか。場合によっては、エリアをある程度絞って、都城市であれば真ん中の辺りが盆地なんで生活やいろんなことをする。あとは、農業をすとかいろんなことを考えていかないと、集落ごとに守るということが本当にできるのか、可能なのか。

そういう判断も今後していかないと、いくらこういう形で作られても、実際に実現していくのかなと思ながら見たところなんです。

それには、本当にそこに誇りを持って住んで、家庭を守って生活ができる環境をどうつくるか、そういうところができない限りは、やはり生活しやすいところというか——多分、皆さん方もそれぞれの地域で育って、今、宮崎市に住んでいるだろうと思うんですけども、そういう形になってしまうんですよね。

だから、ある程度、定年を迎えたら、ふるさとに帰ろうとか、何らかの形で地域に帰ることなんかも考えるのか、あるいは、職場というか、若い人がそこで生活できるものを見つけてやるとか。何かが計画されて、そこに地域を守るだけのものがある、そこに住むだけの価値がある

ようにしてやらないと、ここにいる皆さん方だつて、自分の生まれ故郷に帰ろう——そこで孫たちと一緒に生活できるかというとなかなか厳しいんじゃないかなと思うんです。

だから、現実にそれぞれの地域の中でどういう守り方をしていくのか。農業とか林業とかだつたらやはり中山間地域でないとできないので、そういう人たちを増やしていくんだとか。もうそういうところに企業誘致はなかなか難しいんですよね。

本当に、山を守り、田んぼ・畑を守りとか、そういうことでなりわいを、要するに生活ができる環境をいかにつくれるか。つくっていくことができれば、なかなか難しいと思いますし、そういうことを考えながら中山間地域を守るためにどうするかを考えていかないと厳しいのではないかなと思うんです。

○湯地中山間・地域政策課長 今、お伺いした内容は非常に根本的な問題かなと思っております。中山間地域振興計画、条例ができて12年たつたんですけども、中山間地域振興計画に基づく施策はいろいろとやってきました。それなりに目標値とかを達成したところはあるのですが、実際に現場に行って、日々の暮らしが良くなったとか、今後どうかという話になったときに、なかなか厳しい意見しか出てこないところは正直ございます。

我々としては、できるだけ日常生活に必要なサービスとか機能は維持していきたいし、担い手の確保対策とかそういったものにも取り組んでいきたいし、県外からの移住も含めてやっていきたいと思っています。

今回、計画で重点的に取り組みたいと思っている地域運営組織、皆さんが地域の力を結集して、それぞれの日常生活などを維持・確保する

ような取組を、地域にはいろんな団体——自治会やPTA、婦人会など——がありますので、そういったところが力を結集して取り組んでいける形を今後つくっていかないといけないかなと思っています。

今後、宮崎県は人口減少が急激に進むと思いますので、できるだけ地域の力を結集する形、そういった施策を進めていきたいなと思っています。

○星原委員 誰が考えても難しい問題だと思います。だから、昔、松形知事時代に「親・子・孫、3世代が住める」という言葉もありました。本当にそういう親・子・孫3世代が地域で生きられる、生活できれば中山間地域もある程度守っていけるのかなという気がしますが、なかなかこれも厳しいだろうなと。

だったら、その地域によって何とか村——漫画村でもいい、絵を描く人たち、あるいは、いろんなスポーツに恵まれたところだったらそういうものでもいいし、若い人たちがやはりその地域に行きたいような雰囲気をつくるのも必要かもしれません。何かそういったことを考えながらこういう計画を作らないと、目指すところをどう目指していくかということになる。そういった目指す方向を決めたら、それになるためには、何と何をやっていかななくてはいけないかというものがあると思うんです。

ですから、そこまで考えないと。現実と乖離した部分があり過ぎると、作ったときはそれでいいんですけれども、3年後、5年後、10年後にそういう方向性が本当に期待を持って進んでいるんだと感ぜられるようにならないと意味がないと思うんです。

やはりそういうものを目指す中で、だから中山間地を守るというのではなく、そこに元気な

地域を残すためには何が必要なのかと。若い人が住めばいいのかというと、住もうとしても、先ほど言ったように、学校とか教育環境、医療環境、そのような環境がそろっていないとなかなか難しいだろうなと思います。

今後、その辺のところをよく考えながら方向を見つけていってもらいたいなと思います。

○井上委員 総合政策課広域連携推進室にお尋ねしたいと思います。

全国知事会の地方税財政常任委員会の活動についてということで、知事がその委員長もしておられるので十分議論をさせていただいていると思うんだけど、今、星原委員から言われた中山間地域の問題は、もう本県だけの問題ではないわけよね。全国で考えていかないといけない問題だと思うんです。その裏返しとして、例えば、自殺率が2位だったのが5位になったとか、それでちょっと改善されたと言ってしまうのかどうか。

先ほど、星原委員から出て、同世代なのかなと思ったりもしたんですけど、実は松形知事が言われた3世代同居というのはすごい意味があるわけね。大きな意味がある。非常に懐の深いものがあります。

単身世帯が非常に増えている状況にあるので、その単身世帯の中で1人がこもってしまえば、もうなかなか出口がないのね。私は、この全国知事会の中で、本来そういう問題について一番大きな提起ができるのがうちの知事だと思っているわけですよ。

例えば、最近、話題になっている過疎地の集落全体をデジタル化してしまうとか、そこに全ての財源を持ってきて、全部をデジタル化してそこをつないでいく、横も縦もつなぐということをされているところもあるんだけど、実

際にその議論が全国知事会の中でどのような方向性を持ってされているのかなというのが私はずごく心配です。

そこは我が宮崎県の知事がきちんと提起して、ある程度の議論、先ほど出たみたいな議論はされるべきではないのかなと思っているわけです。国の予算をどう使うのかというのが大きな問題点なので、そこにお金を投じることによって人口減少対策も地域のつくり方を変えていく大きなきっかけになるんじゃないかなと私は思っているわけですよ。ですから、やはりそこはこの会議の中でちゃんと議論されているのかなというのが一つです。

もう一つは、これだけのことを議論していただいているなら、全国知事会の中での知事の活動のことがきちんと発信されていないといけないと思うんです。その発信については、どのような形で発信されたのかを聞かせていただきたいと思えます。

○池田広域連携推進室長 まず、前段の部分でございますけれども、本県の知事が担当している2つの委員会では、なかなか直接的に議論できている話ではないんですが、全国知事会という場では、特に47都道府県の知事が集まっております。うちの知事もそうですけれども、いわゆる地方部と都市部というものもありますし、地方部の中でも特に過疎化が進んでいる地域というものもあります。うちの県はそうだと思います。

そういった中で、まず、地方税財政常任委員会での本県の仕事としては、デジタル田園都市国家構想交付金や過疎対策、そういったところにしっかりと財源を確保することを何よりも課題としております。それを維持・拡充していくことを仕事としております。

ただ、その先の使い道というのは、デジタル田園都市国家構想戦略というのが今月改定される予定でありますけれども、そういったところを見ながら、各県、各市町村が一生懸命汗をかってやっていくことが重要だと思っております。

そういった何が重要なのか、どんなことが重要であって、そこにどういった財源が必要なのか、それは活用方法の指針なり、そういったことも重要かもしれませんけれども、そういったところも併せて、しっかりと全国知事会議の場で発信していく。機会を見てしっかりやっていきたいと思っております。

後段の発信力の話でございます。そちらは少し前の常任委員会で日高委員長からも御指摘いただいた点でございます。

我々としましては、要望のタイミングとか、全国知事会議——ウェブ会議をやっておりますけれども——その後に記者に直接、知事とやりとりをしていただいて、どんなことをやったのか、どんな要望をやっているのか、どんな展望を持ってこれからやっていきたいのか、そういったことを説明させていただく場を設けております。

あとは、我々の仕事というのは官邸、政府、与党、官僚を相手にしておりますので、どうしても、県民の皆様、国民の皆様に向けた発信というのは弱いところでもありますけれども、我々の仕事が最終的には住民の皆様方の役に立っているということを思いながら、黒子にはなりますが、しっかりと成果を上げ続けていくというのが我々の室に課された使命かなと思っております。

発信は引き続きやっていきたいと思っております。自分たちの仕事を地道にしっかりとやっていきたいと思っております。

○有岡委員 中山間・地域政策課の16ページの中から順次お尋ねしたいと思います。アンケートを取られたり、意見交換されたということ。いろいろな情報がありますが、現場の声としてこういった声があったということは大変重要だと思っております。

ただ、先ほどから出ているように、現場の声だけではどう解決していいのかわからないということで、14、15ページの「ひと」「暮らし」「しごと」の中でポイントとしては、「ひと」でしたら外部人材の活力の取り込みとか、「暮らし」でしたら中山間地域の魅力の発信とか、「しごと」でしたら地域資源を生かした稼ぐ力の向上という言葉があります。

例えば、修学旅行生が農家民泊したり、交流人口を増やして西米良村のような体験をさせるとか、そういった形を通じて、この地域の魅力はどう思いますかとかいうアンケートを取って、それを住民の方に知らせることによって、自分たちのいいところはどこにあるか気づくというんですか、そういう取組をすることによって、住民の立場からすれば、住んでいるとわからない自分たちの地域の良さを外から人が来て気づいて教えてくれる、そういう仕組みをつくるのが、こういう計画の中で具体的にうたってあってもいいのかなと思います。

これは、市町村にも協力していただかなければいけない分野ですけれども、この中山間地域の問題は住んでいらっしゃる住民の方が自分たちの魅力に気づくことからスタートすることが大きな力なのかなと思いましたので、ぜひそういった計画を作る段階で、住民の立場の視点も大事にしていきたいなと思っております。

○湯地中山間・地域政策課長 今、委員からお話があったとおり、地域の磨き上げというのが、

県外からの移住とか県内移住も含めて、外から来る方々を誘引する部分でもあると思いますし、住んでいらっしゃる方は自分たちの伝統や文化に誇りを持てるという部分もあると思いますので、そういったところについては力を入れていきたいと思っています。

○中野委員 私も中山間地域振興計画についてお尋ねしたいと思います。

まず、この3つの柱のうち、「なりわい」を「しごと」に今度変えるわけですね。その思いとか狙いとか、変えた理由をお聞きしたいと思います。

○湯地中山間・地域政策課長 新たに計画を検討する中で「なりわい」という言葉が「なりわい」だけだと少し範囲が狭いのではないかと。

「しごと」とすることで少し大きないろいろな視点で施策を展開できるのではないかとということで、「しごと」にさせていただきたいと考えています。

○中野委員 中山間地域に仕事がないから人口が減ってきたと思うんですね。昔はなりわいでよかったかもしれないけれども、産業として成り立たなくなったから、仕事の間がなくなったり、人がそこにいなくなって人口が減ってきたと。宮崎県の人口もピーク時で117万人ぐらいだったのが、今、もう105万人そこそこになっています。

この計画の最初のスタートでは、100万人以上は維持したいということで、人口が100万人以上と言ったのを、何年か前に100万人程度に変更しました。「程度」と使ったということは100万人以下を容認したということですからね。やがて、それがまだ減って行って、あと35年後か40年後かは分かりませんが、60万人そこそこになるというシミュレーションです。

私の地元えびの市は、国勢調査でピーク時は4万人ちょっとでしたけれども、普通の調査では人口が4万3,000人いました。もう今は1万7,000人弱です。2万6,000人、60%減っているのが現実なんです。

私の父親たち、そのじいさんたちもほとんど地元で生活して一生を終えております。私の父も兄弟もみんないなくなりましたが、母たちの兄弟を合わせて13人おります。1人だけ結婚で小林市に行きましたが、といっても、もうえびの市との境に住んでいて、みんな、えびの市でも、大体、自分たちの集落にいます。私は5人兄弟がいるんですが、えびの市に住んでいるのはたった1人ですよ。みんなえびの市から出て行って生活している。

それで、今は孫たちがそろそろ就職しなければいけない年齢になって、私も親子三代という形ですとそうでしたし、子供もそういう形で、孫も一緒に同居しております。ところが、なかなか仕事がないわけですよ。孫たちはどこに就職したらいいだろうかと本当に真剣に思っております。

私が議員になったときは2万何千人おったのが、もうあれから1万人近くも減ってしまって、1万7,000人弱の人口になってしまった。将来、この人口をどうすれば維持できるんだろうか。まだどんどん——もう音がするんです。人口がどんどん減っていくのが聞こえるんですよ。

私は飯野中学校を卒業しましたが、同級生が400人おります。全校生徒が中学校のときに1,100人ぐらいおったんですが、今は、隣の中学校を合わせても生徒が百何十人しかいないんです。今、えびの市全体で1年間に70人そこそこしか生まれていないということで、この前、えびの市長が何かのときに挨拶しておりました。

だから、人口はまだまだ減ってくるだろうと思うんですよね。子供を産める女性の数がうんと少なくなっているというのが現実だから減ってくると思うんです。それを何とかして、企業誘致とかいろいろと市も取り組んでおりますけれども、現実には仕事をする場、働く場がないということが致命的だと思うんですよね。

そういう中で、この3つのうちの「しごと」が一番だと思うんですけども、方向性や重点施策など、いつもいいことが書いてあるんですけども、これをどんなふうにして、本当に人口が減っていくのをどれだけ止められるのかですよ。仕事というところを本当に真剣に、具体的にやってもらわないといよいよ中山間地域の人口が少なくなってしまう。

ここでいろいろして、固有の文化・歴史を引き継いで生きる中山間地域と言うけれども、そういう文化も歴史もあったものではないんですよ。だから、県だから県全体での人口の動きを見ればいいのかもかもしれませんけれども、やはり津々浦々、いわゆる中山間地域のこと、農村や漁村を何とか守ってほしいなという気持ちでいっぱいなんです。

それで新たに4か年計画を立てることについて、本当に人口減少をどうにかできないものかということのを頭に置いて——これはまだ骨子ですから——計画を立ててほしいなと思います。100万人は割らないように必死になって計画を立てて、そして、それを実行してほしいと思うんです。

今は、立場上、あちらこちらで高速道路が着工したとか、要望してくれと、大会やら要望に行きます。えびの市の高速道路は昭和50年度に開通したんです。実際の開通式は51年2月か3月だったと思うんです。年度的には50年度です。

あれから47年ばかりたっております。それで高速道路ができたから、その前ももともと4万3,000人おったのがどんどん減り出して、合併した昭和45年で実際は3万人——特例で市になったけれども——実際は3万人を割っていたんです。50年度に高速道路ができて、そのときの人口統計を見れば、宮崎県全体がそうだったのか分かりませんが、えびの市を特化してみれば10年間は本当に人口はわずか数名ですけれども増えております。だから、高速道路ができたということで何か希望が持てるということで、よそに行くのもとどまったり、いろいろしていたのではないかなと思うんです。

ところが、現実はそのから10年たって、やはりあまり希望が持てなくなったのかどうか知りませんが、人口がぱっと減って、さっき言った1万7,000人を割るような現実になっているということですよ。

だから、あちらこちらで高速道路の——悪いけれども、日南市に行って着工したと喜んでいますがけれども、その政策次第では希望が持てない高速道路になってしまう可能性もあると思うんですよ。だから、よその県は人口が減っても宮崎県だけはキープできるような本当の政策をやってほしいと思うんです。

そのことを思いながら、具体的にはどういう振興計画になるのかなと期待しているわけです。「なりわい」を「しごと」に変えたんですから、その辺のことの思いを総合政策部長に発言してほしいなと思います。

○松浦総合政策部長 御指摘のところは非常に大きな課題ですし、もともとの中山間の計画ができたとき、それから、県の長期ビジョンを作ったときの私の一番のテーマは人口減少対策で、どういう社会をつくっていけばいいのかという

ところがありました。

人口構造からいうとどうしても当面減っていくというのは、データ上、しょうがないというところはありますけれども、県外にどんどん人が出ていっているこれまでの状況を何とか変えられないか。それから、生まれる子供たちの数を何とか増やせないか。そういった視点はずっと持ち続けてきております。それが成功できたものが何かあるかということ、全体としてはそんなにはないという状況ではありますけれども。

ただ、移住者を何とか増やしてこようというところはずっと取り組んできて、それが数的には目に見えてきている。あるいは、率の問題でありますけれども、高校卒業後に県外にどんどん出ていっている状況を何とか県内に就職してもらおう。そういうことで取り組んできて、これはコロナの影響もありますけれども、ずいぶん上がってきているところです。

一朝一夕で成果が出せるというものではありませんけれども、ベースとしてしっかりとした考え方を持って取り組んでいかなければ、これは解決というか、糸口は見つけられないと思います。

私はこの問題について10年以上携わってきたつもりであります。私自身は今年度までですけれども、行政としてベースに置くべき大きな課題だということで、引き続き、そういう方針にのっとって進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中野委員 世界の人口は80億人に達したと報道されて、また、わずかの間にそれが90億人、100億人になるという。ところが、日本の人口はどんどん減り出して、もう20年近くになりましたよね。減るのが当然だということではなくて、子供の数もまだ今年50万人しか生まれていな

いと報道されておりました。

そういう中で、どこも減るんだから、日本が減るんだから宮崎県は減って仕方がないではなくて、何とか宮崎県だけは日本のモデルになるようなことをぜひお願いしたいと思っております。対策でそれを示していただきたいと思いません。それが今の要望です。

この「なりわい」が「しごと」に変わったんだけれども、あとは、「ひと」「くらし」ですよ。「ひと」は「ひと」だからいいと思うんですが、「くらし」という言葉と「生活」という言葉はどこが違うんですかね。

○湯地中山間・地域政策課長 日常生活の中でいろんな必要なもの——医療、介護、交通、買物とかそういったものも全部含めたものを総称して「くらし」と考えているところです。日常生活、普通の人が生きて生活とかそういう意味ではなく、人のその生活の中に関わりのあるもの全てを含めたものが「くらし」と考えています。

○中野委員 「なりわい」を「しごと」に変えましたから「くらし」も「生活」に変えてもいいような気もするなど。重点施策に「宮崎ひなた生活圏づくり」として書きながら「くらしを守る・支える」と。下では、今度は「生活を支える機能やサービスの維持・確保」とか。もう使い方がちぐはぐというか、どう捉えてもくらしと生活は同じもんだらうと思うんですよ。

だから、「なりわい」を「しごと」に変えたんだから、「くらし」も「生活」に変えたらと思うんですよ。いかがでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 今すぐ結論を出すことはできませんので、少し考えさせていただきたいと思えます。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、質疑を終了いたします。

それでは、請願の審査に移ります。

請願第9号「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願」について執行部からの説明はありませんか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 特にございません。

○日高委員長 それでは、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後にその他で何かございませんか。

○湯地中山間・地域政策課長 先ほど、移住関係でお問合せのありました移住支援金の市町村の交付状況、件数についての資料をお手元にお配りしております。11月補正後の見込みということで、市町村別の件数となっております。

綾町に斜線が引いてあるんですけれども、これは県の制度を実施しないということです。

○日高委員長 そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時56分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○渡辺総務部長 本日御審議いただきます議案

等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

目次にありますとおり、Ⅰ、予算議案についてであります。令和4年度一般会計補正予算案(第6号)(第7号)の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱ、特別議案につきましては、宮崎県税条例の一部を改正する条例についてなど、8件を提出しております。

次に、Ⅲ、その他報告事項では、今後の行政改革の取組について御報告させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

議案第1号、第23号の令和4年度11月補正予算案の概要について御説明いたします。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は2件ございます。

初めに、1、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」についてであります。

この補正は、国庫補助決定に伴うもの、庁舎等の電気代等高騰に伴うもの及びその他必要な経費について措置するものであり、補正額は13億8,053万円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、使用料及び手数料が940万9,000円、国庫支出金が2億2,030万1,000円、繰入金金が10億6,647万6,000円、諸収入が644万4,000円、県債が7,790万円です。

次に、2、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてであります。

この補正は、国の令和4年度補正予算(第2号)に伴うもの、職員の給与改定に伴うもの及びその他必要な経費について措置するものであり、補正額は292億1,004万4,000円の増額であり

ます。

この補正による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金が6億8,674万1,000円、国庫支出金が152億4,033万1,000円、繰入金金が7億5,431万4,000円、諸収入が3億1,865万8,000円、県債が122億1,000万円です。これらの結果、一般会計予算の規模は7,536億8,799万7,000円となります。

次に、4ページをお開きください。

一般会計歳出一覧であります。今回の補正予算を款別にまとめておきまして、左から3列目が今回補正額であり、その隣2列に議案第1号分と第23号分を分けて記載しております。

今回補正額欄を御覧いただきまして、議案第1号分と第23号分を合わせまして、議会費が200万円余、総務費が5億3,300万円余、民生費が3,800万円余、衛生費が4,800万円余、労働費が100万円余、農林水産業費が61億9,300万円余、商工費が1億3,400万円余、土木費が226億5,200万円余、警察費が2億3,100万円余、教育費が7億5,200万円余のいずれも増額であります。

御説明させていただいた全ての項目に、給与改定に伴う職員費等の増額分が含まれているとともに、国の補正予算(第2号)に伴い、公共事業費を計上しておりますことから、農林水産業費や土木費が特に大きな増額となっております。

その結果、今回補正額が一番下の行の合計にありますとおり、今回の補正予算で合計305億9,057万4,000円を計上しております。

予算の概要については、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては担当課室長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求

めます。

なお、執行部の説明については簡潔にお願いいたします。

○高妻財政課長 常任委員会資料の5ページを御覧ください。

一般会計歳入一覧の表を使いまして、議案第1号と議案第23号の歳入予算について御説明いたします。

まず、(1)総括ですが、表の左から3列目、太枠内の議案第1号の列を御覧ください。

国庫補助決定に伴うものや庁舎等の電気代高騰などに伴う補正予算であります。自主財源につきましては、主にこの区分の上から7番目の繰入金10億6,600万円余、その3つ下の区分、依存財源につきましては、下から2番目の国庫支出金2億2,000万円余、その下の県債7,700万円余の増額となっております。

次に、同じ太枠内の議案第23号の列を御覧ください。

国の第2次補正予算及び給与改定等に伴う補正予算であります。自主財源につきましては、この区分の上から3番目の分担金及び負担金6億8,600万円余、その4つ下の繰入金7億5,400万円余、その2つ下の諸収入3億1,800万円余、依存財源につきましては、この区分の下から2番目の国庫支出金152億4,000万円余、その下の県債122億1,000万円の増額となっております。

一番下の歳入合計につきましては、議案第1号が13億8,000万円余、議案第23号が292億1,000万円余でありまして、補正後の一般会計の予算規模は、その右隣の欄にありますとおり、7,536億8,799万7,000円となります。

続きまして、6ページを御覧ください。

(2)歳入科目別概要ですが、今回の補正額について、表の左から3列目に議案第1号を、

その隣に議案第23号を分けて記載しておりまして、また、一番右の列の説明欄もそれぞれの議案ごとに分けて記載しております。

まず、一番初めの分担金及び負担金ですが、議案第23号分で6億8,600万円余を受け入れます。これは、土地改良事業に伴う土地改良区からの分担金と土木事業等に伴う市町村からの負担金であります。

次に、使用料及び手数料です。議案第1号分で940万円余を受け入れます。これは、県総合保健センターの使用団体である健康づくり協会などからの電気代高騰相当額の使用料です。

次に、繰入金です。議案第1号分で10億6,600万円余、議案第23号分で7億5,400万円余を繰り入れます。議案第1号分は、庁舎等の電気代等高騰分の増額等です。また、議案第23号分は、給与改定に伴う職員費の増額等でありまして、主に財政調整積立金から繰り入れます。

次に、諸収入ですが、議案第1号分で600万円余、議案第23号分で3億1,800万円余を受け入れます。議案第1号分は、県の施設の敷地内にある指定管理者などの事業所から、県が負担している電気代の高騰相当額を受け入れるものです。また、議案第23号分は、土地改良事業で行う頭首工や土木事業で行う堰堤改良事業の受託料を企業局などから受け入れます。

7ページを御覧ください。

次に、国庫支出金です。議案第1号分は2億2,000万円余、議案第23号分は152億4,000万円余を受け入れます。

議案第1号分は全て国庫補助金です。主なものとしましては、丸の1つ目、総務費国庫補助金です。これは、屋外型トレーニングセンター開設準備事業を行うため、地方創生拠点整備交付金などを受け入れます。

次に、一つ飛ばしまして、農林水産業費補助金です。これは、生活道として利用されている林道整備を行うための地方創生道整備推進交付金などを受け入れます。

議案第23号分の国庫支出金ですが、こちらは国庫負担金と国庫補助金の2つでございます。

まず、国庫負担金です。

丸の1つ目、農林水産業費国庫負担金は、森林整備事業を行うため、造林奨励費などを受け入れます。丸の2つ目、土木費国庫負担金は、河川改良費などを受け入れるものであります。

次に国庫補助金であります。

丸の1つ目、農林水産業費国庫補助金は、土地改良事業費などを受け入れるものです。丸の2つ目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金などを受け入れるものです。

最後に県債です。

議案第1号分で7,700万円余、議案第23号分で122億1,000万円を増額します。議案第1号分は、林道事業などの実施に伴うものであります。議案第23号分は、土地改良事業や道路橋梁事業などの実施に伴うもの、海洋高校の進洋丸の代船建造事業の資材価格高騰に伴うものであります。

これら全てを合わせた補正後の額は、一番下の歳入合計の行の左から5番目の欄でありまして、7,536億8,799万7,000円となります。

○渡邊総務課長 常任会資料の8ページをお開きください。

11月補正予算案のうち、議案第23号について総務部全体を一括して御説明いたします。

議案第23号は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正でありまして、今回の改正により、月例給は国に準じて初任給を中心とした若年層、主に30歳代半ばまでの職

員について引上げとなり、特別給、いわゆるボーナスは勤勉手当の支給月数について0.05月の引上げとなります。その結果、総務部の補正額は、一番下の総務部合計の真ん中の欄になりますが、1,483万9,000円の増額となっております。

補正予算案についての説明は、以上でございます。

続きまして、同じ資料の16ページをお開きください。

議案第5号「宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例」について御説明します。

まず、1、改正の理由であります。

個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行いたします。

これにより、現行の宮崎県個人情報保護条例が法の施行に関して必要な事項を定めるものとなりますので、条例の名称を「宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例」とし、全部改正を行うものであります。

次に、2、改正の内容であります。

内容としては2つありまして、まず、条例で規定するものとして、(1)の個人情報保護法で委任された事項及び現行の本県における個人情報保護制度を継続するために必要な事項があります。

主な規定事項は、以下に3点挙げております。

①の開示請求手数料につきましては、法においては1件につき300円と規定されておりますが、現行同様、手数料を徴収せず、公文書の写しの交付に要する費用を実費負担といたします。

②の開示決定等の期限については、法においては開示請求があった日から30日以内とされておりますが、現行同様、開示請求があった日か

ら起算して15日以内とします。

ただし、法律の表記と合わせまして、初日不算入と表記するため、条例上は開示請求があった日から14日以内となります。

③の個人情報保護制度の運用状況の公表については、法において、毎年度、法の施行状況についてその概要を公表すると規定されておりますが、本県においても、現行同様、各実施機関における運用状況を毎年1回取りまとめて公表することといたします。

次に、(2)の個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求等の個人情報保護制度については、法で規定されますので、重複する規定を削除いたします。

最後に、施行期日ですが、法の施行日とあわせまして、来年4月1日の施行を予定しております。

引き続きまして、18ページをお開きください。

議案第6号「宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1、改正の理由であります。

宮崎県情報公開条例では、県民の知る権利を尊重する目的で公文書開示請求の制度を設けておりますが、近年、広範囲・大量の文書を請求し、閲覧しない、いわゆる請求する権利の濫用と見受けられる請求により行政事務が停滞する事例が起こっております。

今回、開示請求の権利の濫用を明確化する規定を設けることで、適正な制度活用を推進し、円滑な行政運営を確保するものであります。合わせて、議案第5号で御説明しましたとおり、個人情報保護法の改正に伴い、宮崎県情報公開条例においても、関連規定を改正するものでございます。

次に、2、改正の内容であります。

公文書開示請求の根拠規定である条例第5条に第2項を記載のとおり追加するものであります。また、宮崎県個人情報保護条例の全部改正等に伴い、開示決定期限の表記など、所要の改正を行うものであります。

次に、3、権利の濫用的な公文書開示請求に対する対応案でございますが、6月の常任委員会における委員の御指摘を踏まえまして、以下のとおりまとめております。

まず、権利の濫用の考え方といたしましては、(1)のとおり、一般的に行われる開示請求を制限するものではなく、条例の趣旨及び目的を大きく逸脱した「適正ではないと認められる請求」が権利の濫用の対象となり得るものでございます。

また、権利の濫用に該当する可能性のある請求があった場合は、(2)のとおり、宮崎県公文書開示審査会に意見聴取し、専門家の意見を踏まえ判断するなど、慎重かつ厳格な判断を行います。

なお、(3)の権利の濫用に当たるかどうかの類型につきましても、開示請求するだけで閲覧しない行為が繰り返された等の事務を停滞させることを目的とすると認められる公文書の開示請求。対象文書の量が膨大で、開示決定までに1年以上の期間を要するなどの事務を停滞させるおそれのある大量の公文書の開示請求。開示文書を用いて特定の個人を誹謗中傷することが明らかであるなどの開示請求によって得た情報の不適正な使用が挙げられますが、より具体的な類型につきましても、(3)のとおり、条例の解釈及び運用基準に明記し、公表することとしております。

次に、4、パブリックコメントの結果ですが、令和4年7月13日から8月12日の1か月間、県

民からの御意見を募集したところ、2名の方から12件の御意見をいただいております、主な御意見は記載のとおりでございます。

最後に、5、施行期日については、令和5年4月1日から予定しておりますが、2(1)の権利の濫用を明確化する規定の改正は、交付の日からの施行を予定しております。

○川畑人事課長 人事課の11月補正予算につきまして御説明いたします。

当初提案分の歳出予算説明資料の9ページを御覧ください。

人事課の補正予算額は3億6,476万5,000円の増額であり、この結果、補正後の予算額は右から3列目の欄にありますように、60億7,118万9,000円となります。

補正予算の内容につきまして御説明いたしますので、11ページをお開きください。

上から4段目の(目)一般管理費3億6,476万5,000万円の増額であります、説明欄1の職員手当の調整経費、具体的には、職員の時間外勤務手当を増額するものでありまして、主に第7波をはじめとする新型コロナウイルス対策に係る業務の増加等に対応するためのものであります。

続きまして、特別議案につきまして御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただきまして、20ページを御覧いただきたいと思っております。

4つの条例案について御説明いたします。

まず、議案第7号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1、改正の理由であります、地方公務員法の改正を踏まえ、令和5年度より職員の定年を引き上げるなど、所要の改正を行うものであり

ます。

2、改正の内容につきましては、(1)の定年年齢にありますとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げ、最終的に令和13年度から65歳となります。引上げのイメージは、隣の21ページの参考1の表を御覧ください。

表の一番左側の列に職員の生まれた年度を記載しており、対象職員の定年年齢を赤色の太字で記載しております。なお、赤枠で囲まれた黄色の部分が、引上げに伴い定年が延びる範囲となります。

次に、下の参考2を御覧ください。給与に関する措置であります、60歳を超える職員の給料月額は、60歳に達する年度の7割水準とするとともに、後ほど御説明いたしますが、定年前再任用短時間職員の給料月額については、給料表に新たに定めることとしております。

それでは、20ページにお戻りください。

(2)の管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてであります。これは、組織の新陳代謝等を目的に、60歳に達した管理監督職員が非管理監督職に転任または降任するものであります。

①の降任等の対象となる職については、アの管理職手当を支給されている職員に加え、管理監督職に準ずる職として、各任命権者の実情を踏まえ、警察官及び教員のうち、記載のとおり職を対象としております。

次に②の役職定年年齢ですが、既に65歳を定年としている医師等を除き、60歳とすることとしております。

③の特例任用ですが、公務運営に著しい支障が生じる場合等においては、引き続き、管理監督職として勤務させることができることとしております。

次に、(3)の定年前再任用短時間勤務制の導入につきましては、60歳に達した日以降に退職した職員について、定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職員として再任用を行う制度を導入するものであります。

(4)の暫定再任用制度につきましては、令和14年3月31日までの間、現行の再任用制度と同様の制度を暫定的に措置するものであります。

次に、(5)の60歳を迎える職員への情報提供及び意思確認につきましては、60歳に達する前年度に職員に対し勤務の意思確認等を行うこととしております。

また、(6)その他につきましては、必要な関係規定の改正を行うものであります。

続きまして、21ページの上のほうを御覧ください。

3の改正等を要する条例についてであります。本条例により、改正もしくは廃止する条例は(1)から(11)に掲げるとおりであります。

最後に、4の施行期日につきましては、令和5年4月1日からであります。2の(5)につきましては、公布日から施行したいと考えております。

続きまして、同じく常任委員会資料の14ページを御覧ください。

議案第4号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由につきましては、ただいま御説明しました定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の退職手当の取扱い等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

まず、(1)の退職手当の算定につきましては、60歳を超える職員は給料月額が7割となることから、7割になる前と後の期間において、

それぞれの退職手当を算定し、合計して支給することといたします。

次に、(2)の退職手当の支給率につきましては、定年引上げ前の定年である60歳に達した後は、その者の非違によることなく退職した場合には、定年退職と同じ支給率を適用することといたします。

次に、(3)の早期退職等の割増しにつきましては、①にありますとおり、対象は定年引上げ前の定年である60歳より10年を減じた年齢から定年引上げ前の定年の前年度まで、すなわち50歳から59歳までに退職した職員となります。加算する率は1年につき3%となります。

また、②にありますとおり、60歳から65歳までの職員が公務上の死亡などの職員の意思によらない退職をした場合には、2%を加算することとなります。

なお、(4)のその他につきましては、関係法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、15ページの3、改正を要する条例につきましては、(1)から(6)のとおりであります。

最後に、4の施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。関係法の改正に係るものについては、公布の日から施行いたします。

続きまして、同じく、常任委員会資料の24ページを御覧ください。

議案第28号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1、改正の理由につきましては、人事委員会勧告等を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するとともに、定年引上げに伴う給与の取扱いなど、所要の改正を行うものであります。

次に、2、改正の内容についてであります。

まず、月例給は(1)の給料表にありますとおり、国に準じて若年層が在職する号給を引き上げる改定であります。

次に、(2)の諸手当についてであります。

①の特別給、いわゆるボーナスにつきまして、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

表の改正後の欄にありますとおり、令和4年度は12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、0.975月とし、年間では期末手当と合わせまして、4.4月となります。また、令和5年度以降は一番下の欄になりますが、0.05月分を6月期と12月期の勤勉手当に0.025月ずつ割り振り、それぞれ0.95月となります。

次に、②の特急列車等の利用に係る通勤手当につきましては、特急列車等の特別料金について支給限度額を現行の2万円から3万円に引き上げます。併せまして、特急列車以外での通勤が困難と認められる職員については、支給割合を現行の3分の2から4分の3に引き上げます。

続きまして、25ページの(3)の定年延長関係につきましては、先ほど御説明いたしましたので割愛させていただきます。

なお、(4)のその他につきましては、関係法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正を要する条例につきましては、(1)から(7)のとおりであります。

また、4の施行期日につきましては、令和5年4月1日であります。ただし、給料表及び令和4年度分の勤勉手当に係る改正については、公布の日から施行し、それぞれ令和4年4月1日及び令和4年12月1日に遡及して適用いたします。

続きまして、26ページを御覧ください。

議案第30号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。特別職の期末手当につきましては、原則として国の特別職に準じて改正してきたところであり、今般の国における改定を踏まえ、改正を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、期末手当の支給月数を0.05月引き上げるものであります。

表の改正後の欄にありますとおり、令和4年度につきましては、12月期の支給月数を0.05月引き上げ、1.675月とし、年間では3.3月となります。

また、令和5年度以降は一番下の欄になりますが、0.05月分を6月期と12月期に0.025月ずつ割り振り、それぞれ1.65月となります。

3の改正を要する条例につきましては、(1)から(6)のとおりであります。

最後に、4の施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和4年12月1日に遡及して適用いたします。ただし、令和5年度以降分は、令和5年4月1日から施行いたします。

○高妻財政課長 委員会資料の22ページをお開きください。

議案第17号「当せん金付証券の発売について」であります。

1、提案の理由にありますとおり、令和5年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることにつきまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づいて議会の議決に付するものであります。

2にありますとおり、発売金額は100億円以内としておりまして、これは3にありますとおり、今年度の議決額と同額であります。

○鹿島財産総合管理課長 財産総合管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の13ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から2列目にありまして、8,517万3,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、右から3列目のとおり、20億7,231万3,000円となります。

補正予算の内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

庁舎公舎等管理費であります。

まず、1、事業の目的は、燃料価格の高騰等の影響により電気代が増額したため、庁舎等における電力供給を確保し、施設の適正管理に努めるものであります。

ここで、電気代増額の背景等について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

本庁舎・総合庁舎等の電力供給契約等の状況についてであります。

まず、1の契約・入札の状況であります。令和3年10月から今年9月までの電力供給については、一般競争入札による単価契約を行っており、これに続く今年10月から来年9月までの電力供給に係る入札を8月に実施しましたが、18施設全てで不調となりました。なお、他の施設管理者が実施した入札110施設につきましても不調、または不落となっております。

次に、2、令和4年10月以降の対応であります。入札が不調となったため随意契約が可能な2つのプランのうち、より低い額と見込まれる②市場連動型プランにより契約いたしました。

次に、一番下のグラフを御覧ください。

このグラフは、今年7月の本館・1号館の電気使用量の1日の動きを折れ線で示したもので

あります。

御覧のとおり、使用量は午前9時頃にピークに達しまして、その後は緩やかに下がっております。この動きを基にその上のグラフ、電気料金単価比較表と見比べていただきますと、②の青色の折れ線の市場連動型プランの午前中の単価と、①の緑色の直線の最終保障供給契約の単価を比較していただきますと、市場連動型のほうが単価を下回っているという状況になります。

逆に、庁舎の電力使用量が一段と下がる18時以降は、②の単価のほうが高い時間帯となっております。

このことから、県における使用量を考慮し、市場連動型プランのほうが有利と判断いたしました。なお、補正額の根拠となる1キロワットアワー当たりの単価は、例年、冬場は市場価格が高くなること、また、燃料価格の高騰が今しばらく続くと見込まれることを踏まえまして、今回の燃料価格高騰後、最も高額となった、今年3月平均の市場価格を基に算出しております。

10ページにお戻りいただきまして、2の事業概要等を御覧ください。

(1)の補正額は、本庁舎・総合庁舎等の電気代として、8,517万3,000円の増額補正をお願いしております。

庁舎公舎等管理費としては、補正前の額5億7,580万7,000円のうち、電気代が9,360万6,000円であり、補正額を合わせますと補正後の額6億6,098万円のうち、電気代が1億7,877万9,000円となります。

なお、当課所管以外の施設の電気代等の補正額は、米印にありますとおり、5億1,668万2,000円となっております。

(2)の財源内訳は、一般財源、(3)の事業期間は令和4年度の単年度で、(4)の補正の理

由は電気代等の高騰に伴う補正であります。

○満留税務課長 議案第3号につきまして、引き続き、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1、改正の理由ですが、地方税法及びスポーツ基本法が改正されたことから、関係条項の改正を行うものであります。

2、改正の内容であります。(1)不動産の取得に係る申告又は報告の義務の見直しに伴う改正につきましては、令和5年4月1日以降に不動産を取得し、当該不動産について不動産登記法に基づく登記の申請を行った場合、不動産の取得者は都道府県の申告または報告が不要となることから、不動産取得税関係の規定を改正するものであります。

不動産取得税は、不動産の取得者からの申告または報告により取得の事実等を把握し賦課徴収することとされておりますが、地方税法の改正により、令和5年4月1日から登記の情報が登記所から都道府県に通知されるようになり、不動産の取得の事実等を把握することが可能となることから、不動産の取得者が登記の申請を行った場合は、取得者からの都道府県への申告または報告を不要にすることとされたものであります。

(2)国民体育大会の名称の変更に伴う改正につきましては、スポーツ基本法が改正され、令和5年1月1日から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に改められることから、軽減措置が設けられているゴルフ場利用税の関係規定を改正するものであります。

(3)その他所要の改正につきましては、地

方税法が改正され、引用条項の項ずれが生じることから、関係規定の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行することとしておりますが、(2)の国民体育大会の名称変更に伴う改正につきましては、令和5年1月1日からそれぞれ施行することとしております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はございませんか。

○有岡委員 委員会資料の18ページの宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例で、直接関係することではないんですけれども、今回のものは濫用防止ということで理解しておりますが、この宮崎県の公文書の管理についてお尋ねしたいと思います。

公文書の作成から廃棄までの適正管理ということで、保存期間が10年とか20年であったり、廃棄する場合と移管する場合とか、いろいろルールがあると思うんです。そういったものの管理というのは公文書管理条例みたいな形で、本県の場合、資料としてあるのかを確認したかったのですが、職員の意識づけとか、勉強のためにもお願いします。

○渡邊総務課長 本県の公文書の管理につきましては、文書取扱規程で管理しております。文書の作成から廃棄に至るまでのプロセスについて説明しておりますし、過去に文書の紛失とかがあったものですから、そこを踏まえまして、廃棄するときにはしっかり目録を作って廃棄するなどの手続を取っております。

○有岡委員 先日の日高委員長の一般質問の中でも、口蹄疫の話題があって、その当時、どういう資料があって議論されたとかということで報告があったようですね。そういった意味では、

公文書の管理というのは大事だと思うんです。

デジタル庁ができたように、電子決裁とか公文書管理システムの導入ということが話題になっています。今年の6月にはRFIという情報提供依頼というのをされているのですが、何かそういう電子決裁やこういう取組で参考になるような情報があったのかなど、参考に教えていただきたいと思います。

○渡邊総務課長 文書のデジタル化につきましては課題と考えておりまして、本県の場合、いわゆる一般の文書につきましては紙決裁となっております。電子決裁も全国的に導入されておりますし、デジタル化を推進する中で、県民の方の利便性とかも考えますと電子決裁の導入を考えていかなければならないということで、RFIについて、業者からこういうものをつくるとしたらどれぐらいのものができますという提案をいただいたところでございます。また、それにつきましては今後検討してまいります。

○有岡委員 ぜひ今後必要な分野ですし、今は旅費の計算などで、こういったものに取り組んでいるという話を聞いたことがあります。これから文書を管理するためにもデジタル化の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願ひいたします。

○吉岐行政改革推進室長 今後の行財政改革の取組について御説明いたします。

委員会資料の28ページをお開きください。

1、新たな行財政改革プランの策定についてです。

(1) 概要に記載のとおり、第3期のプランは本年度までが推進期間となっています。しかし、人口減少や少子高齢化が進行しまして、限られた人員と財源で多様化する行政需要や社会経済情勢の急激な変化に対応するためには、今後も継続して行財政改革に取り組む必要があると考えておりまして、現在、第4期のプランの策定を進めております。

(2) 新たな行財政改革プランの基本的な考え方については、30ページを御覧ください。

これまでの行財政改革の取組としましては、左上のこれまでの取組みにありますように、知事部局等の職員数について約3,800人を目標とした定員管理を実施するとともに、財政関係2基金の残高確保や県債残高の抑制など、健全な財政運営の維持にも努めてきたところであります。

その結果、第3期のプランの数値目標につきましては、令和3年度の実績と比較しますと、31項目のうち25項目について、目標値の8割以上を達成している状況であり、一定の成果は見られていると考えております。

その一方で、右上の課題に記載していますとおり、県行政を取り巻く状況は依然として厳しい状況がありまして、引き続き、行財政改革を推進し、持続可能な行財政基盤を構築することが必要であると考えています。

このような課題を踏まえまして、右下の改革の視点等の見直し案のところを御覧ください。

新たなプランにおきましては、これまでの改革の方向性は継承しつつ、行政の基盤となる人材の育成や新型コロナを契機に加速しましたデジタル化等により焦点を当て、1から4の柱立てで見直す方向で検討しております。

主な内容としましては、人材育成が県政運営の基盤構築に不可欠であることから、見直し案

の1つ目を、「県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくり」としまして、性別にかかわらず、意欲と能力に満ちた人材の育成と活用を推進していくこととしております。

また、ICT活用による業務の効率化等は集約しまして、見直し案の3つ目にありますように、「行政のデジタル化と働き方改革の推進」として焦点を当てることで、より一層、行政のデジタル化を進め、県民サービスの向上はもとより、職員の働き方改革の推進や公務能率の向上を図ってまいりたいと考えております。

資料の28ページにお戻りください。

(3) 策定スケジュールについてですが、新たなプランの策定に当たりましては、本年度中に2回の行財政改革懇談会を開催し、外部有識者の皆様から御意見を伺うとともに、庁内の推進本部会議で内容の検討を行い、2月定例議会の常任委員会において素案を報告させていただく予定としております。

その後、パブリックコメントを経まして、来年6月の定例会に議案として提出したいと考えております。

次に、2の公社等改革指針の見直しについてです。

公社等改革につきましては、行財政改革プランの取組の一つとして、平成31年4月に改定しました新宮崎県公社等改革指針に基づき取組を進めております。本年度で指針の推進期間が終了しますことから、行財政改革プランの策定に合わせて指針の見直しを進めております。

まず、(1)の対象公社等の選定についてです。見直し後の指針において対象となる公社等につきましては、点線の枠内に記載しております①から③の3つの選定基準に基づきまして、改めて選定したいと考えております。

29ページを御覧ください。

(2)の推進期間は、新たな行財政改革プランの推進期間に合わせた期間を設定したいと考えております。

最後に、(3)の公社等改革の方向性案についてです。

公社等改革につきましては、平成16年から18年間にわたり継続して推進しており、県の関与や公社等の在り方について見直しを進めてまいりました。その結果、必要性が低下したり、役割を終えた公社等については解散等の対応を行ってきたところです。

現在の指針の対象となっている公社等の多くには一定の公益性が認められるところでありまして、行政需要が多様化する中では公社等と連携し、県の事業を効果的・効率的に実施するという視点がより一層重要になってくると考えております。

このような観点から、今後の改革の方向性としましては、毎年度の点検評価を通じて必要な指導・監督・助言を行いまして、公社等の経営健全化を図ることに比重を置いて取組を進めてまいりたいと考えております。

○日高委員長 執行部の説明が終わりました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○太田委員 資料の30ページ、行財政改革プランのこれまでの取組が左上にありますが、知事部局の実績として人数が書いてありますが、平成17年の4,231人がずっと減ってきて、目標値は3,800人だったんですが令和4年では3,785人です。

人数が減ってきた理由というか、条例定数との関係と会計年度任用職員の関係もあってなのか、この辺はどのように見えますか。評価、も

しくは、業務上、何か問題がなかったかどうか、教えてください。

○壱岐行政改革推進室長 定員管理の目標値を約3,800人としておりますが、これは3,800人程度で管理するというので、特に削減する方向での整理は行ってないところです。若干、減ってきておりますのは、採用の関係だったり、思ったより退職者が増えてきたりとか、そういった関係でなかなか数値的には増えない状況になっておりますけれども、今回の行財政改革の現在のプランにおいても、特に削減するという方向性では考えておりません。

必要などころには適切に人員配置するようということ考えているところです。

○太田委員 現在、条例上は何人となるんですか。

○壱岐行政改革推進室長 職員定数条例上は、知事部局等の職員として3,713名を規定しております。

現在、こちらの30ページに書いてある数値は「知事部局等」ということで、議会事務局とか監査事務局とか、そういった外局の職員数も入っておりますので少し多くなっているんですけども、知事部局の職員に限りますと、現在、3,600人ちょっとでありますので、条例定数上は特に問題ない状況となっております。

○太田委員 行財政改革というのは、やらねばならないところもあろうかと思いますが、時代の変化によっては——午前中の総合政策部でも議論になったのですけれども、人口減少とか過疎とか、ああいった重たいテーマをどう解決するかと総務政策常任委員会でも議論して、お互いがそういう悩みを持ちながら、解決の方法がなかなかないよねというのがあって、ぜひ雇えるところはきちんと雇っていただいて、宮崎県

に定着できるような職業というか、公的なところもそういう視点が必要ではないかなと思って。

僻地ではやはり旅館がなくなったり、学校がなくなったりとかいうのもあるものですから、公の任務もあると思いますので、ひとつそこら辺を見ながら今後の改革をせねばいけないところはやっていただきたい。必要で絶対に残してほしいところは頑張してほしいなという気持ちを述べておきます。

○日高委員長 ほかにはございませんか。

私は一般質問でもお聞きしたんですが、盛土規制法もあるんですけども、そういう形で知事の権限というのがかなり出てくると、やはり現場の人間とか技術職の確保とか、相当厳しい状況にあります。

例えば、社会現象でいうと国土強靱化とかで、すごく工事量が増えてくると、土木事務所の職員もてんやわんやしていて、不調・不落対策の前に土木事務所の職員がなかなかいなくて発注できないパターンも相当あるというのも、私も現場ですっと身にしみて分かっています。

ほかにも私が気づかない面でもいろいろあると思いますけれども、限られた人員・財源の中、行政需要は増加し、県民のニーズは多様化しています。この観点で県の人員配置をもう一回見直して、壱岐行政改革推進室長が言われたことをしっかりと次のプランに反映させていただければ幸いですので、どうぞよろしく願いいたします。

○太田委員 文書管理の話も出ましたけれども、裁判所なんかでも出ております永久保存の文書です。これは残したほうがいいんだよねというのがなくなっているような社会現象を見ると、県でも永久保存しておかなければならないものがあまりいっぱいあっても、何のための文書管

理かというのがあると思います。

永久保存というもののその価値の見方、どんな基準で文書管理するのか。永久保存も、ある程度、どんどん処分していかないといけないと、残さなければいけないというところあたりは、どう整理されているかなと思ひまして。

○渡邊総務課長 委員御指摘のとおり、文書の保存というのは大変重要なことですが、やはり限りもございますので、その判断というのは重要になっていると思ひます。

まず、今の文書の保存年限は5年とか10年とか30年とかとあるんですけども、保存年限が来た段階で歴史文書になるかどうかという判断をしております。歴史文書になると判断したものにしましては、県の文書センターに引き継ぎまして保管しております。

うちの文書センターも歴史が古いというか、明治時代の文書から残っております。先ほど話題に出ました口蹄疫の文書などもしっかりと引き継がれておりましたので、今回の役に立っています。鳥インフルエンザについても、前回の鳥インフルエンザの文書はちゃんと保存してありました。

このように必要な公文書は、文書センターで適切に保存してまいりたいと思っております。

○日高委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○矢野会計管理者 会計管理局でございます。よろしくお願いいたします。

議案第23号「令和4年度11月補正予算(第7号)」につきまして、会計管理局分を御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料(議案第23号)の265ページをお開きください。

会計管理局全体の補正額は、資料の左から2番目の補正額の欄にありますとおり、195万9,000円の増額となります。

今回の補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費に係るものであり、その内容につきましては、給料等の月例給が0.24%の引上げ、特別給であります勤勉手当の支給月数が0.05月の引上げとなっております。

この結果、補正後の予算額につきましては、その右の2つ目の欄になりますが、9億7,394万2,000円となります。

○日高人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和4年度11月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料(議案第23号)の301ページをお願いいたします。

左から2列目の補正額の欄ではありますが、総額で60万5,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は1億4,842万4,000円となります。

次に、補正する事項について御説明します。305ページをお開きください。

表の一番下、(事項)職員費の60万5,000円の増額補正であります。これは、人事委員会勧告

に基づく職員の給与改定に伴う増額補正であります。

改定の内容につきましては、先ほど会計管理者が説明したとおりであります。

○高山監査事務局長 監査事務局の令和4年度11月補正予算について御説明します。

同じく、歳出予算説明資料(議案第23号)の監査事務局のインデックスのところ、295ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で54万4,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億8,327万6,000円となります。

次に補正の事項について御説明いたします。

299ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)委員報酬4万8,000円の増額補正でございます。これは、国の特別職の給与改定の状況等を踏まえて、常勤監査委員の期末手当が他の特別職と同じく0.05月分引き上げられることによるものでございます。

次に下の欄、(事項)職員費49万6,000円の増額補正でございます。これは、人事委員会勧告に基づく事務局職員の給与改定に伴うものでございます。給与改定の内容につきましては、同様でございます。

○渡久山議会事務局長 議会事務局の令和4年度11月補正の予算につきまして御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料(議案第23号)の1ページをお開きください。

左から2列目、補正額の欄でございます。292万4,000円の増額をお願いしており、この結果、補正後の予算額は11億7,598万9,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、上から5段目、(事項)議員報酬でございます。175万1,000円の増額でございます。これは、国の特別職の給与改定等の状況を踏まえて、県議会議員の皆様方の期末手当を0.05か月分引き上げることによるものでございます。

次に、中ほどの(事項)職員費でございますが、117万3,000円の増額でございます。これは、事務局職員の給与改定によるものでありまして、改定の内容については先ほどの説明と同様でございます。

○日高委員長 執行部の説明が全て終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、会計管理局、人事委員会事務局、監査事務局、議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時10分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時刻は午後1時といたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

令和4年12月1日(木)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

午後3時10分散会

令和4年12月2日(金曜日)

午後0時57分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	牛ノ濱 晋也
総務課	主事	大島 采香

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時57分休憩

午後0時57分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決については、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第17号、議案第23号、議案第28号及び議案第30号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第17号、議案第23号、議案第28号及び議案第30号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、委員長骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後1時28分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ございませんので、この旨、議長に申し出ることとします。

次に、1月19日木曜日に予定されております

閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたい
と思います。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月19日木曜日の閉会中の委員会
につきましては、執行部から意見を求めること
で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

次に、請願の取扱いについてです。請願第9
号についてであります。請願の取扱いも含め
御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方
の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。よって請願第9号は
継続審査とすることに決定いたしました。

そのほかには何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上で、委員会を閉会いたしま
す。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時30分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 博 之